

# 8

活性化情報誌



# 中小企業かごしま

2021 第794号

- 特集1 新型コロナウイルス感染症の影響と鹿児島県の施策について
- 特集2 鹿児島県における中小企業組合の動向と課題解決のための補助金等について
- 特集3 中小企業組合士制度を活用し、円滑な組合運営を！
- 特集4 バーチャル組合総会／理事会開催について



世界自然遺産  
奄美トレイル  
Amami World Heritage Trail



奄美大島

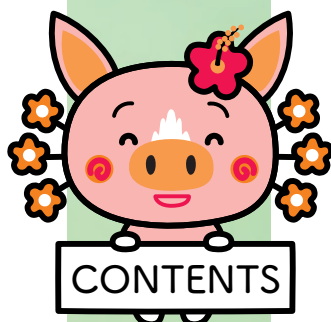
徳之島

奄美大島、徳之島世界自然遺産登録

# 目次

---

特集1	新型コロナウイルス感染症の影響と 鹿児島県の施策について……………	1
特集2	鹿児島県における中小企業組合の動向と 課題解決のための補助金等について……………	17
特集3	中小企業組合士制度を活用し、円滑な組合運営を！……………	31
特集4	バーチャル組合総会／理事会開催について……………	35
組合インタビュー……………		43
●鹿児島県茶商業協同組合		
元気を出そう！がんばれ中小企業……………		47
●水溜食品株式会社		
中央会の動き……………		51
中小企業におけるデジタルトランスフォーメーションの活用……………		52
教えてぐりぶー！組合運営……………		53
●第78回 「行方不明組合員の出資金整理」について		
組合運営のスペシャリストを目指そう！……………		54
業界情報……………		55
令和3年6月 情報連絡員報告		
倒産概況……………		58
令和3年7月 鹿児島県内企業倒産概況		
中央会関連主要行事予定……………		59





# 新型コロナウイルス感染症の影響と 鹿児島県の施策について

世界中で流行している新型コロナウイルスは、経済や社会に大きな変化を及ぼしました。特に新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、対面を避け、非接触での生活を余儀なくされたことで、正常な経済活動ができないだけでなく、消費者の購買意欲にも影響を与え、鹿児島県の地域経済は大きな打撃を受けています。

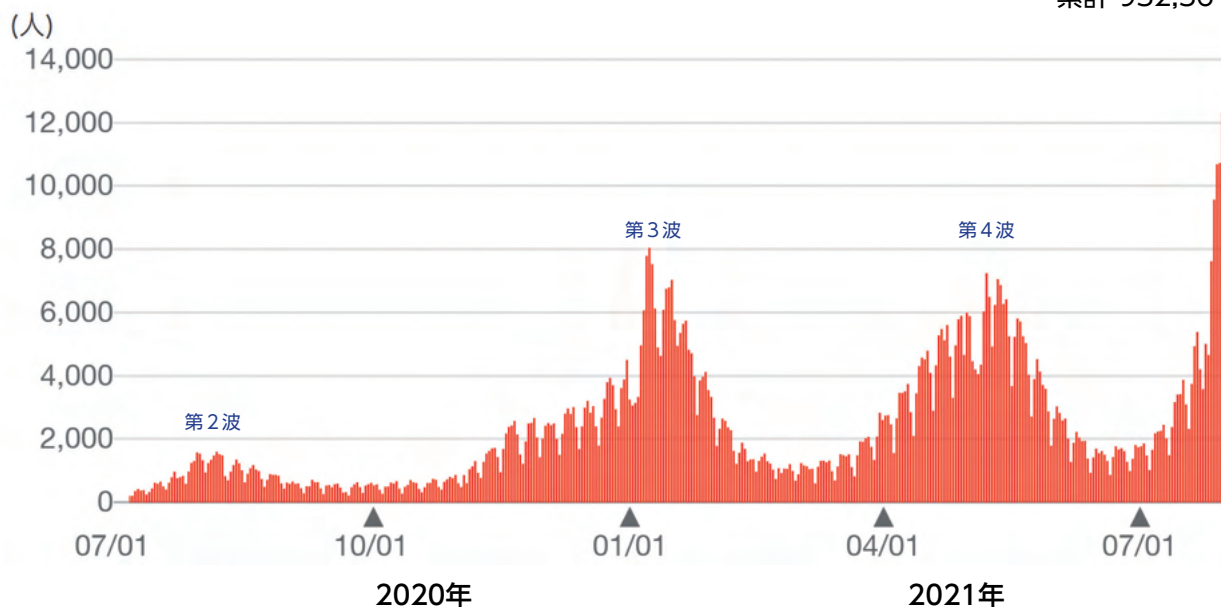
特集1では、(1)「日本の新型コロナウイルス感染症に関する情報」、(2)「鹿児島県の新型コロナウイルスの感染症に関する情報」から新型コロナウイルス感染拡大の状況や対策を踏まえ、(3)情報連絡員からの報告・V-RESASの分析結果をもとに「鹿児島県の地域経済に与えている影響について」まとめました。最後に(4)「鹿児島県が新型コロナウイルスの影響に対して講じている施策等」について、紹介します。

## (1) 日本の新型コロナウイルス感染症に関する情報

### 新型コロナウイルス感染症の感染状況

【日本国内の新型コロナウイルス陽性者数】

2021年8月2日時点  
累計 932,361人



【引用】厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について 国内の発生状況など」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html>

日本国内では2020年1月16日に初めての感染者が、2月には初の死者が確認されました。その後、新型コロナウイルス感染者数はグラフのように推移しています。

一般的に、感染確認者の数が急激に増えたヤマのことを「波」と表現しています。2020年4月下旬ごろを頂点とする波が「第1波」、8月上旬～中旬ごろを頂点とする波が「第2波」、2021年の1月上旬ごろを頂点とする波が「第3波」、そして、5月中旬ごろを頂点とする波が「第4波」といわれています。そして7月より感染者数が増加しており、「第5波」が懸念されています。

こうした国内の感染者数を受け、政府や都道府県では、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を発出することで、感染者数の拡大を防いでいます。



## 緊急事態宣言の変遷

【緊急事態宣言の概要】（2021年8月2日時点の情報をもとに作成）

緊急事態宣言	期間	地域	対策（要請事項）など
1回目	2020年4月7日 ～5月25日 (合計49日)	全国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツジム、ライブハウスなどに休業要請</li> <li>・学校の休校</li> </ul>
2回目	2021年1月8日 ～3月21日 (合計73日)	東京、栃木、埼玉、千葉、 神奈川、岐阜、愛知、 京都、大阪、兵庫、福岡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店に対して午後8時までの時短要請</li> <li>・出勤者7割減</li> </ul>
3回目	2021年4月25日 ～6月20日 (合計57日) ※沖縄は8月31日 まで延長	北海道、東京、京都、 愛知、大阪、兵庫、 広島、岡山、福岡、沖縄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類の提供停止</li> <li>・酒類など提供店は休業要請、その他は時短要請</li> <li>・イベント原則無観客</li> </ul>
4回目	2021年7月12日 ～8月31日 (合計51日)	東京、埼玉、千葉、 神奈川、大阪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類の提供停止</li> <li>・酒類やカラオケを提供する飲食店には休業要請</li> </ul>

※都道府県独自に発令されたものは除く

緊急事態宣言はこれまでに政府から4回発出されています。鹿児島県においては2回目以降対象となっていませんが、首都圏をはじめとした緊急事態宣言による影響は大きく、鹿児島県内でも自粛や世論の動向などによる人流・物流の停滞や消費行動の変化による経済活動への影響は大きいものと考えられます。

1回目の緊急事態宣言は2020年4月7日に東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に出され、同年4月16日に対象を全国に拡大しました。期間は1度延長されましたが、5月25日に緊急事態宣言は解除されました。この間、主な対策としては、飲食店、スポーツジム、ライブハウスなど幅広い業種が休業要請の対象となりました。

2回目の緊急事態宣言が出されたのは2021年1月8日でした。「飲食による感染リスク」を抑える必要があるとし、飲食店に対して午後8時までの営業時間短縮の要請がありました。対象地域として、11都府県が宣言下に入りました。期間は2度にわたって延長され、最後まで残った首都圏の東京、埼玉、千葉、神奈川が解除されたのは同年3月21日でした。

3回目の緊急事態宣言が発出されたのは4月25日のことで、従来のウイルスよりも感染力が強いとされる「変異ウイルス」が広がった大阪、兵庫、京都と東京が最初に対象となり、その後10都道府県に拡大しました。対策として酒類の提供停止や人の流れを止めるために店舗や劇場の休業要請がなされました。新規感染者数は高い水準のまま推移したことで延長となりましたが、沖縄を除く9都道府県は6月20日で緊急事態宣言を解除し、このうち東京や大阪など7都道府県は、まん延防止等重点措置に移行しました。

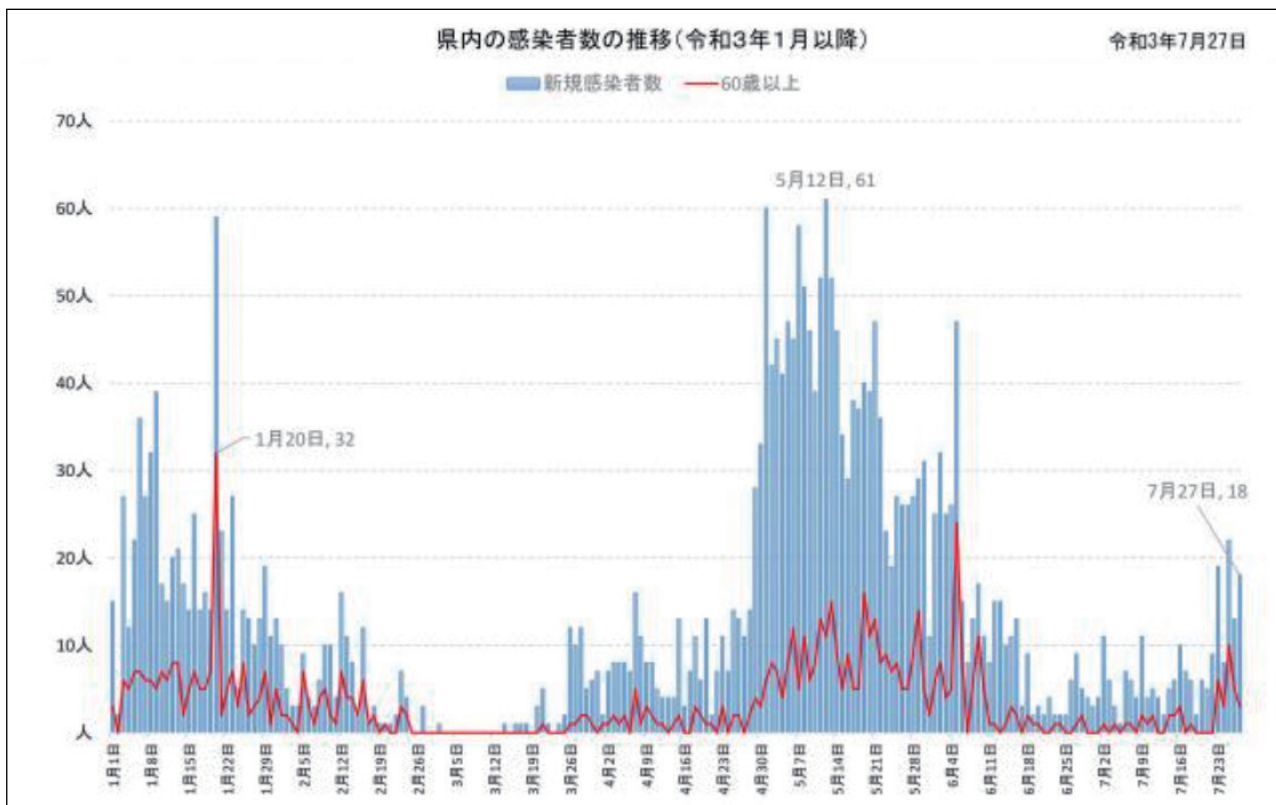
4回目の緊急事態宣言は7月12日に東京に出され、8月2日に埼玉、千葉、神奈川、大阪に拡大しました。政府は、夏休みやお盆に人の移動が増えることも踏まえ、新型コロナ感染が全国へ再拡大する事態を防ぐためとしています。



## (2) 鹿児島県の新型コロナウイルスの感染症に関する情報

### 新型コロナウイルス感染症の感染状況

#### 【鹿児島県内の新型コロナウイルス感染者数】



【引用】鹿児島県「新型コロナウイルス感染症 県内・国内外の発生状況」  
<http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/covid19/hassei/index.html>

鹿児島県内では2020年3月26日に初めての感染者が、7月には死者が確認されました。2021年に入ってから新型コロナウイルス感染者数は、上のグラフのように推移しています。

クラスター等の発生により当日発表人数が大きく突出しているところがありますが、おおよそ全国の新型コロナウイルス感染症の感染状況と時期を照らし合わせると同じような波を描いていることが分かります。

2021年7月27日までに鹿児島県内では3,878人の感染者数が確認されています。年代別の内訳は、以下の表のとおりです。

#### 【鹿児島県内の新型コロナウイルス感染者数（年代別）】 2021年7月27日時点（合計3,878人）

年代	10歳以下	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上
感染者数	151人	352人	732人	626人	586人	480人	439人	223人	192人	97人



## 鹿児島県の警戒基準

鹿児島県では、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会から、2020年8月7日に感染状況の変化への対策に関し、医療提供体制の負荷の状況なども踏まえた指標及び目安について提言等がなされたことから「鹿児島県における感染拡大の警戒基準」を新たに設定しました。また、2021年4月15日の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言において、感染の再拡大防止に向けて、感染の予兆を早期に探知するため、ステージ判断の指標等の精緻化及び補強が行われたことから、同年6月4日に「鹿児島県における感染拡大の警戒基準」の見直しが行われました。

感染及び医療提供体制の状況に応じて、ステージⅠからⅣを設定し、ステージの判断に当たっては、医療提供体制等への負荷、監視体制、感染の状況からなる5つの指標を踏まえ、専門家の意見も考慮した上で、特に社会的な基盤である医療提供体制を確保する点を重視して、総合的に判断されています。

各ステージにおいて取り組むべき施策については、基本的な感染予防の徹底、集団感染の早期封じ込めなど、専門家の意見も踏まえ、総合的に判断されています。

この警戒基準が上昇した場合、県民の行動制限が伴うため、鹿児島県経済に与える影響が大きくなることが考えられます。

### 【鹿児島県の警戒基準】

感染状況の段階	ステージⅢ、Ⅳ移行への指標	講ずべき施策例
<b>ステージⅠ</b> ・感染者散発的発生 ・医療提供体制に特段支障なし	①医療の逼迫具合 ②入院率※ ③重症者用の最大確保病床の使用率 ④療養者数（人口10万人当たり） ⑤PCR陽性率（直近1週間） ⑥新規陽性者数（直近1週間・人口10万人当たり） ⑦感染経路不明者数の割合（直近1週間） ⑧新規陽性者数の比較（直近1週間と先週1週間の比較）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 基本的な感染予防の徹底               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ガイドラインの遵守、「三密」、「感染リスクが高まる『5つの場面』」等の徹底回避</li> <li>◆ 集団感染の早期封じ込め                   <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ クラスターが発生した地域・関連業種での実態把握と対策の促進（特に医療提供体制が脆弱な離島にあっては、早期に対応）</li> </ul> </li> <li>◆ 感染拡大地域への不要不急の移動自粛、感染拡大地域からの不要不急の来県自粛の要請</li> <li>◆ 病床、宿泊療養施設の確保</li> <li>◆ 保健所への人材の派遣・広域調整など</li> </ul> </li> <li>◆ 感染リスクの高い場面における接触機会の低減               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染拡大警報の発令（警戒メッセージの発出）</li> <li>➢ 「まん延防止等重点措置」の活用</li> <li>➢ 県外への不要不急の移動自粛、県外からの不要不急の来県自粛の要請</li> <li>➢ 飲食店への営業時間短縮要請 など</li> </ul> </li> <li>◆ 全面的な接触機会の低減               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県独自の緊急事態宣言の発令</li> <li>➢ 不要不急の外出自粛の要請</li> <li>➢ 飲食店及び大規模施設への営業時間短縮要請（緊急事態措置の場合は休業要請）</li> <li>➢ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象施設に対する営業時間短縮等の働きかけ</li> <li>➢ 人との接触を制限する取組の推進要請 など</li> </ul> </li> </ul>
<b>ステージⅡ</b> ・感染者漸増 ・医療提供体制の負荷が蓄積	20%以上 40%以下 20%以上 20人以上 5%以上 15人以上 50%以上	
<b>ステージⅢ</b> ・感染者急増 ・医療提供体制の支障を避けるための対応が必要	50%以上 25%以下 50%以上 30人以上 10%以上 25人以上 50%以上	
<b>ステージⅣ</b> ・感染者爆発的拡大 ・医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要	※ 入院率は、療養者数が人口10万人当たり10人以上の場合に適用 ※ 新規陽性者が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院している場合には、入院率を適用しない	

【引用】鹿児島県「新型コロナウイルス感染症 新たな感染拡大の警戒基準について」

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kenko-fukushi/kenko-iryo/kansen/kansensho/aratanakeikaikijun.html>



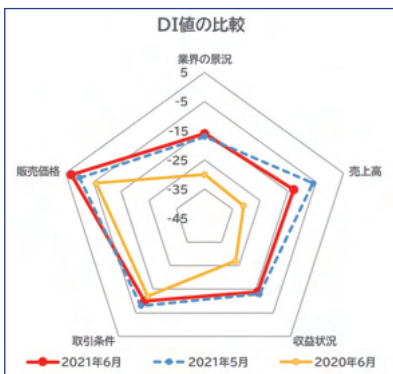
## (3) 鹿児島県の地域経済に与えている影響について

### 情報連絡員とは

本会では、業界の動向や地域の実情等を把握し、中小企業施策に適切に反映させることを目的に情報連絡員制度を設置し、毎月業界情報の報告を受けています。

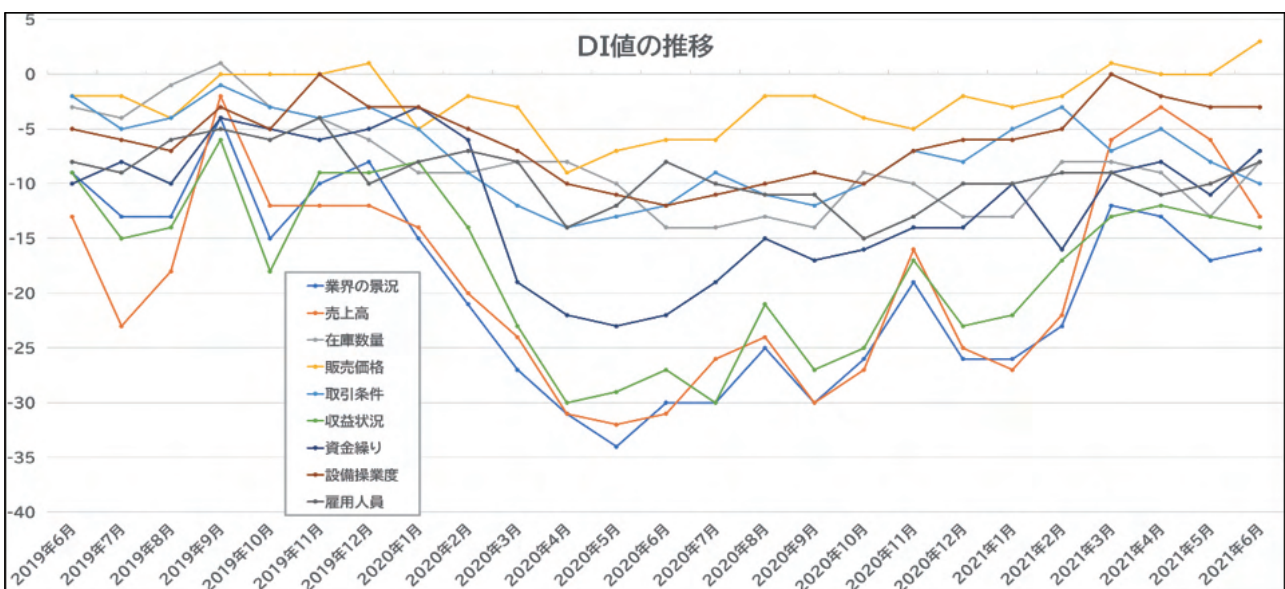
情報連絡員は、鹿児島県内にある様々な業種の45名から構成されています。情報連絡員からいただいた情報は、中小企業かごしま（本誌）に毎月掲載させていただくほか、全国中央会で全国版としてまとめたうえで行政等へも報告し、中小企業の実態把握に活用されています。

### 景気動向指数（DI）の推移



DIとは、Diffusion Index（ディフュージョン・インデックス）の略で、業況感や設備、雇用人員の過不足などの各種判断を指数化したものです。

本会では、情報連絡員から前年同月と比較して「好転（増加・上昇）」したとする回答数から「悪化（減少・低下）」したとする回答数を差し引いた値のデータを収集して集計・分析しています。



鹿児島県の2021年6月の景気動向指数は1年前の2020年6月と比較して、いずれの指標も大幅に回復しています。また、新型コロナウイルスの感染拡大前の2019年と同水準付近まで回復していることがわかります。なお、前月と比較するとDI値がほぼ横ばいであることから、回復の地固めが行われていると判断できます。

「売上高」・「設備操業度」などの定量的な数値データは回復している一方で、「業界の景況」は回復が遅れていることから、業況は回復の兆しがみえているものの、新型コロナウイルスの感染拡大による影響への不安が拭えていないものと推測されます。

直近の景況動向はP.55「業界情報」に詳細に記載されておりますので、是非ご確認ください。



## V-RESAS について

V-RESAS とは、新型コロナウイルス感染症が地域経済に与える影響の可視化を目的として、新型コロナウイルス感染症 [COVID-19] が、地域経済に与える影響の把握及び地域再活性化施策の検討におけるデータの活用を目的とした見える化を行っているサイトです。地方創生の様々な取組を情報面から支援するために、内閣府地方創生推進室と内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が提供しています。



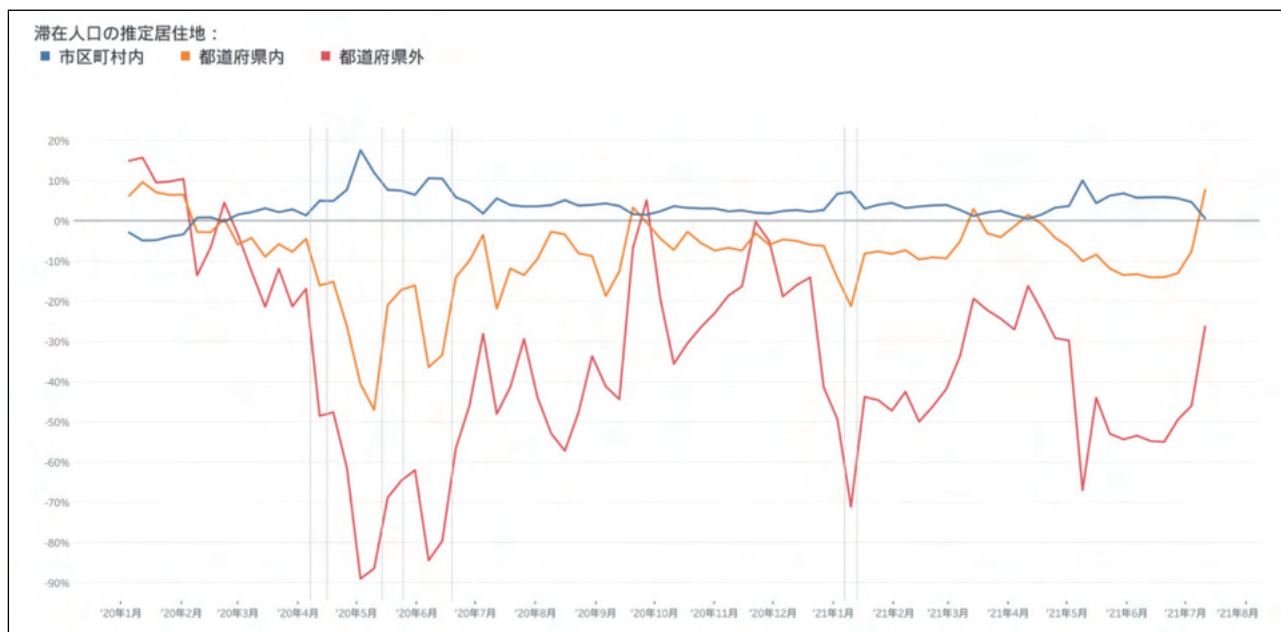
ここから、V-RESAS のデータをもとに、鹿児島県経済に新型コロナウイルスが与えた影響についてみていきます。

【引用】 V-RESAS 「鹿児島県」

<https://v-resas.go.jp/prefectures/46>

## 鹿児島県の滞在人口の動向

### 【鹿児島県の滞在人口の動向】



【出典】「V-RESAS、株式会社 Agoop 『流動人口データ』」（2021年8月2日に利用）

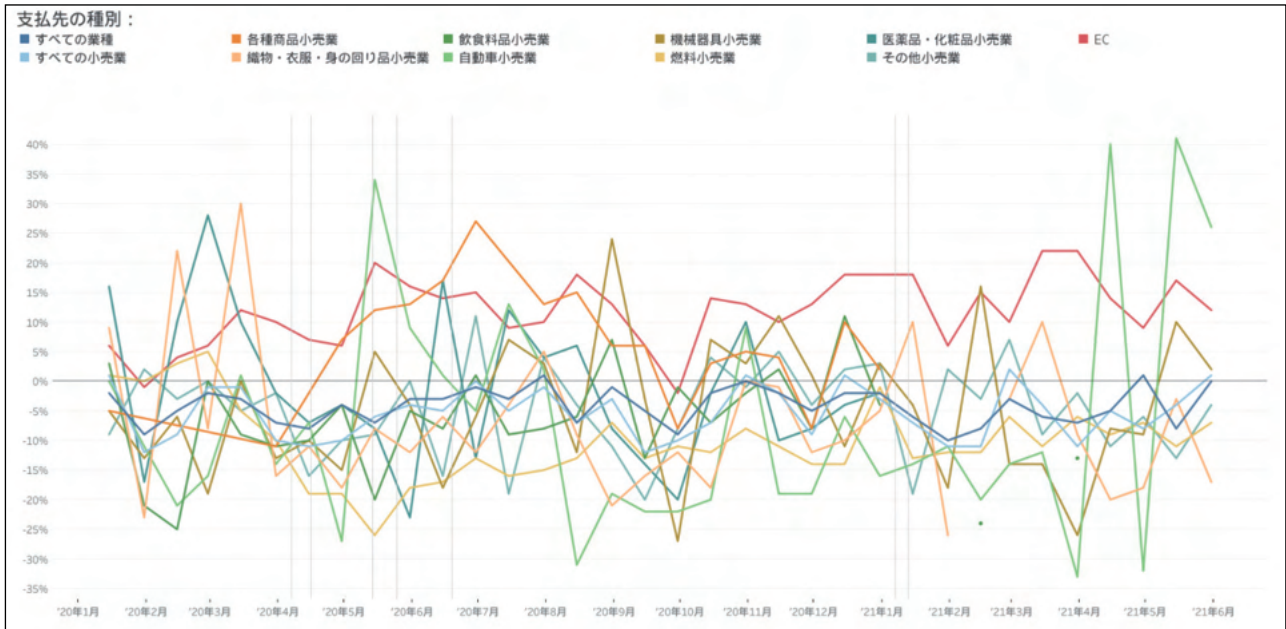
このグラフは鹿児島県の滞在人口の動向について、2019年同週比を表しています。

新型コロナウイルス感染症拡大前と比べ、特に緊急事態宣言下においては都道府県外からの人流が著しく減りました。また、市町村をまたいだ都道府県内の移動も減少傾向にあります。都道府県外や市町村外に出られない一方で、市町村内での移動が増えています。より近場で用事を済ませたり、出かけたりしていることが分かります。



## 消費動向

### 【鹿児島県の消費動向（小売業）】

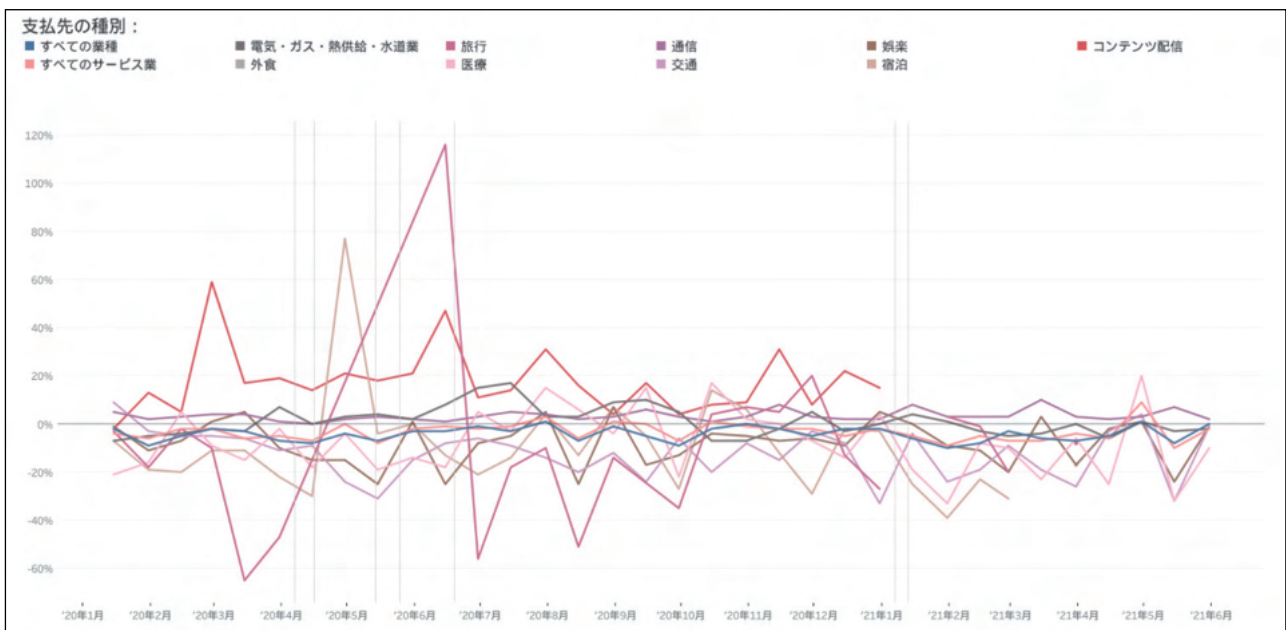


【出典】「V-RESAS、JCB/ ナウキャスト『JCB 消費 NOW』」（2021年8月2日に利用）

このグラフは鹿児島県の消費動向（小売業）について、2019年同週比を表しています。

新型コロナウイルス感染症拡大前と比べ、小売業の消費動向は減少傾向です。特に自動車小売業、織物・衣類・身の回り品小売業の減少が見受けられます。これは外出する機会の減少が影響したものと考えられます。一方で、EC（通販ビジネス）の需要が拡大しています。これらのことから、非対面・非接触のニーズが消費動向に影響を与えていると考えられます。

### 【鹿児島県の消費動向（サービス業）】



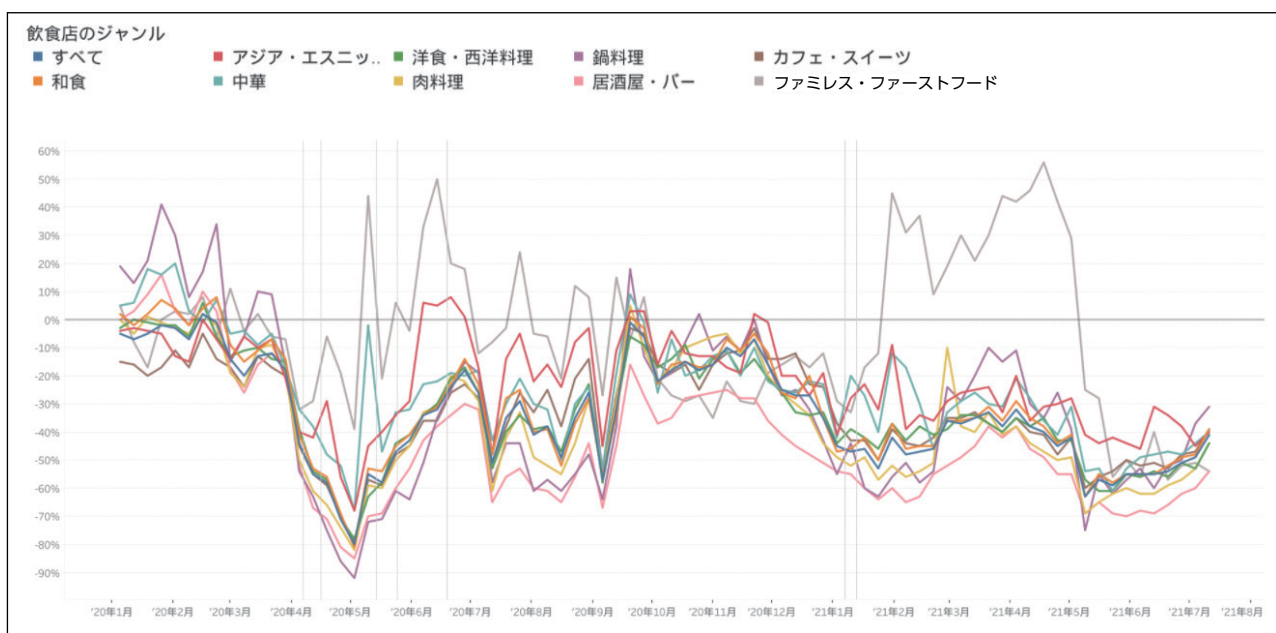
【出典】「V-RESAS、ナウキャスト、株式会社日本経済新聞社『日経 CPINow』」（2021年8月2日に利用）



このグラフは鹿児島県の消費動向（サービス業）について、2019年同週比を表しています。  
とくに旅行業、宿泊業については緊急事態宣言による減少やGoToキャンペーンによる増加など、消費動向に大きな影響があったことが分かります。  
一方で、コンテンツ配信は増加し、高止まりしています。これは巣ごもり需要により消費意欲が向上しているものと思われます。

## 飲食

### 【鹿児島県の飲食店情報の閲覧数（鹿児島県全体）】



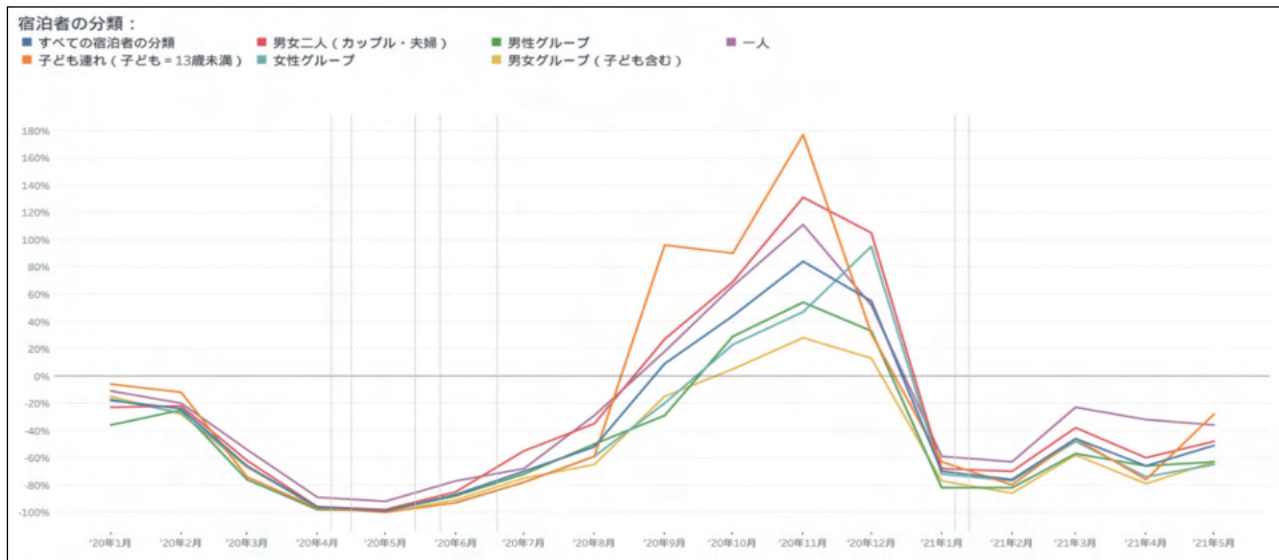
【出典】IV-RESAS、Retty 株式会社『Food Data Platform』（2021年8月2日に利用）

このグラフは飲食店情報の閲覧数を飲食店のジャンルごとに2019年同週比で表しています。  
新型コロナウイルス感染症拡大前と比べ、飲食店全体の閲覧数が減少していることが分かります。特に居酒屋・バーは厳しい状況が続いています。この理由として、外食での衛生面を気にする人が増えたことや「3密」を避けようという人々の意識があり、これによる飲食の機会や懇親会等のイベントの減少が長期化していると考えられます。  
一方で、ファミレス・ファーストフードなどは増加しています。家族や友人等で気軽にテイクアウト・デリバリーを利用する需要が生まれているものと思われます。



## 宿泊者数

### 【鹿児島県の宿泊者数】



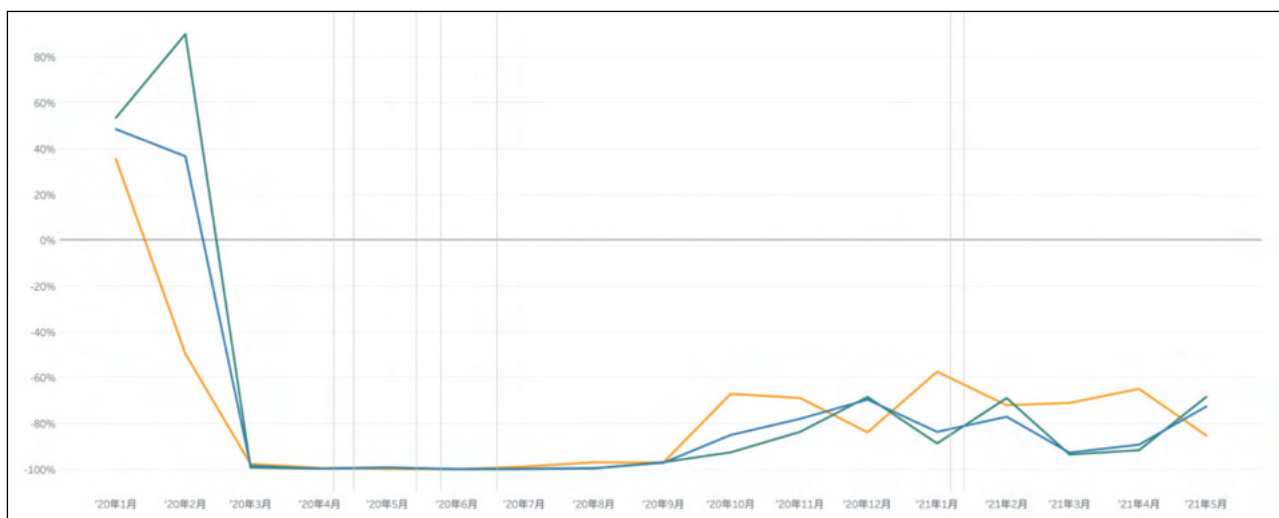
【出典】「V-RESAS、観光予報プラットフォーム推進協議会」（2021年8月2日に利用）

このグラフは鹿児島県の宿泊者数について、2019年同週比を表しています。

緊急事態宣言中の大幅な宿泊者数の減少など、鹿児島県の宿泊者数は低調に推移しており、宿泊業には厳しい状況が続いていることがうかがえます。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着いた2020年秋に宿泊者数が大幅に増加していることが分かります。これはGoToキャンペーンなどの施策の効果も考えられますが、今後、新型コロナウイルスの影響が落ち着けば、鹿児島県内への来訪者の回復が期待できるデータといえます。

## イベント

### 【九州・沖縄ブロックのイベントチケット販売数（音楽・ステージ等）】



【出典】「V-RESAS、ぴあ株式会社」（2021年8月2日に利用）



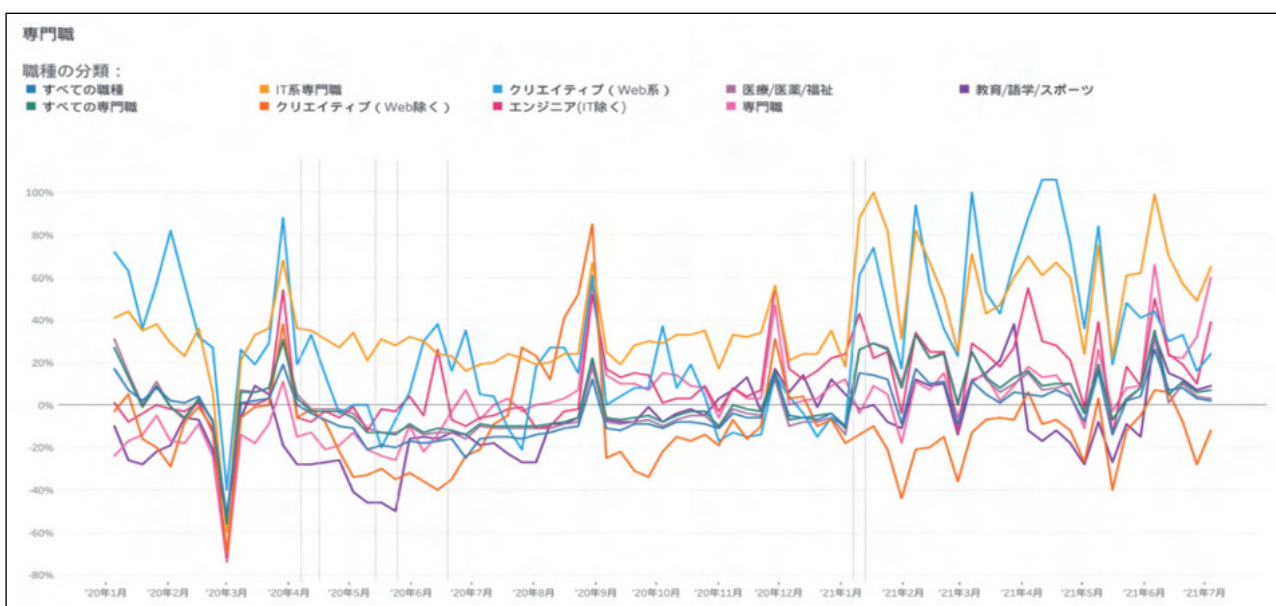
このグラフは九州・沖縄ブロックのイベントのチケット販売数を開催日ベースの2019年同月比で表しています。

新型コロナウイルス感染拡大後、音楽やステージなどのほとんどのイベントが行われていなかったことが分かります。緊急事態宣言下では無観客、収容率50%以下や最大収容人数5,000人以下など、入場制限されていたことも影響したものと考えられます。

2020年9月から徐々に回復傾向にあります。イベントは再開されているものの3密回避のため、人数を増やせていない様子が見えます。

## 雇用

### 【鹿児島県の求人情報数（専門職）】

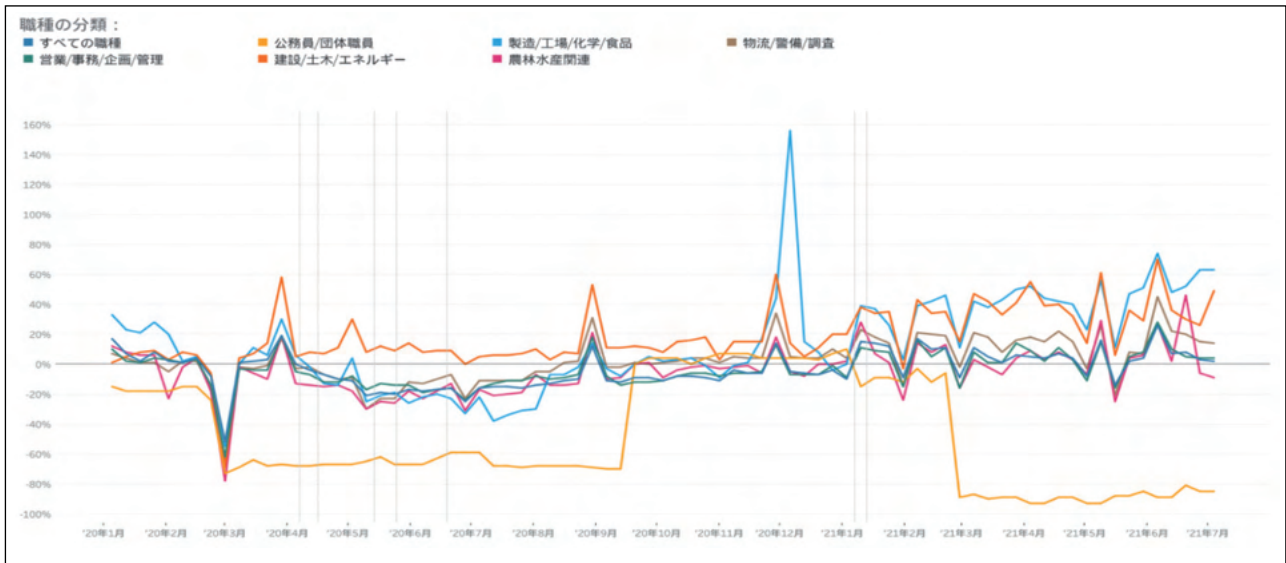


【出典】「V-RESAS、株式会社フロッグ『HRog リスト for アカデミア』」（2021年8月2日に利用）

このグラフは鹿児島県における専門職の求人情報数を職種別に2019年同週比で表しています。

新型コロナウイルス感染拡大後も専門職の求人数は多かったことが分かります。また、2021年以降求人情報数は全体的に回復傾向にあることが分かります。特に目につくのがIT系専門職やクリエイティブ（web系）です。企業側がオンライン化を進めるために積極的に採用を進めていることが分かります。

## 【鹿児島県の求人情報数（その他の職種）】



【出典】「V-RESAS、株式会社フロッグ『HRog リスト for アカデミア』」（2021年8月2日に利用）

このグラフは鹿児島県におけるその他の求人情報数を職種別に2019年同週比で表しています。新型コロナウイルス感染拡大後も求人数は多かったことが分かります。依然として人手不足の状態が続いていることが分かります。特に目につくのが建設／土木／エネルギー、製造／工場／化学／食品の求人が増えていることです。一方で、公務員・団体職員の求人は減少しています。

## 県内経済の今後の展望

情報連絡員からの報告及び V-RESAS のデータから、新型コロナウイルスが鹿児島県経済に大きな影響を与えていることが分かりました。

新型コロナウイルスが拡大したことにより、我々の日常生活は大きく変わり、消費動向に大きな変化が起っています。鹿児島県外からの訪問者が減り、宿泊者数も大きく減少しました。

3密を避ける観点から人が交わることが難しくなった一方で「非接触・非対面」が可能な、また可能とする経済分野は伸びており、この傾向は続いていくものと思われます。

明るい兆しとして、雇用の増加が挙げられます。一般的に雇用は景気動向の先行指標となっており、アフターコロナ・ウィズコロナを見据えて組合や組合員は動き出していることが推察されます。

変異種の感染拡大などの懸念はありますが、新型コロナウイルスのDI（景気動向指数）も新型コロナウイルス以前と同水準まで回復してきていることから、今後、さらに経済活動が活発化していくことが期待されます。



アフターコロナ・ウィズコロナ社会に向け「コロナにや負けんど！」の精神で、鹿児島県民が一体となって鹿児島県経済を盛り上げていきましょう！！





## (4) 鹿児島県が新型コロナウイルスの影響に対して講じている施策等

### 鹿児島県の事業者支援情報

新型コロナウイルスの影響等に対して講じられている、鹿児島県の主な助成・補助制度をご紹介します。詳細な情報やご相談については、鹿児島県庁のホームページ等をご確認の上、お問い合わせください。

鹿児島県事業継続一時支援金	
概要	鹿児島県による飲食店への営業時間の短縮要請、県外との往来自粛要請等に伴い、売上高が大きく減少している県内の中小企業、個人事業主等に対して、事業全般に広く充当できる支援金を給付し、事業者の事業継続を図る
給付対象者	(1) ・個人事業者 鹿児島県内に主たる事業所を有する又は納税地を鹿児島県内としている者 ・中小法人等 鹿児島県内に本店又は主たる事務所（いずれも登記簿上の記載）を有する者 (2) 対象期間（令和3年5月～6月）において、県による飲食店への営業時間短縮要請や県外との往来自粛要請等に伴い、前年又は前々年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること (3) 令和3年4月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること ※下記に該当する場合は支援の対象外 ・鹿児島県が令和3年5月から6月までの間に実施した営業時間短縮要請の対象の飲食店を有する事業者 ・国の月次支援金の5月分及び6月分のいずれか又は両方を受給した事業者（今後、受給する場合も含む）
給付額	計算式：（前年又は前々年の対象期間の収入額）－（対象月*の収入額×2カ月） 上限額：中小法人等 30万円、個人事業者 15万円 ※対象期間のうち、事業収入が前年又は前々年同月比 50%以上減少した月
申請期間	令和3年7月26日（月）～令和3年9月7日（火）（当日消印有効） ※申請方法は簡易書留又はレターパックで郵送
窓口・連絡先	鹿児島県事業継続一時支援金事務局 TEL：099-201-6202（土日祝除く 9：00～17：00）

飲食店感染防止対策強化支援事業	
概要	新型コロナウイルス感染防止対策調査事業の実施に併せ、飲食店における感染防止対策を強化するため、県内飲食店が行う感染防止対策用品の整備等に要する経費を支援
補助対象者	県内飲食店を経営する事業者 ※飲食店とは、食品衛生法に基づく営業許可証（飲食店又は喫茶店、菓子製造業に限る）を取得している施設で、客に飲食をさせることを目的とした設備を有し、専ら集客を目的とする施設
補助対象経費	感染防止対策物品の購入費等
補助率及び補助限度額	補助率：10/10以内 補助上限額：1店舗あたり10万円
申請期間	令和3年7月1日（木）～令和3年9月30日（木）（当日消印有効）
窓口・連絡先	県飲食店感染防止対策強化支援事業事務局コールセンター TEL：099-201-3241（9：00～17：00/土日祝除く）

サービス業販売チャネル新規開拓・生産性向上支援事業	
概要	新しい生活様式を踏まえ、需要が見込める新たな市場への商品販路開拓や消費者が安心して受けられるサービス手法への転換、IT化等の生産性向上の取組に対し経費の一部を補助
補助対象者	県内に本店又は本社を有するサービス業を営む企業
補助対象事業	(1) 販路開拓型 EC・通販導入、商品デザイン開発、WEB商談会への参加など (2) 生産性向上型 機器のリース、ソフト使用・開発、クラウド利用、従業員教育など (3) 混合型（上記2つのタイプの混合事業）
補助率及び補助限度額	補助率： 3/4以内 補助上限額：150万円
申請期間	2次募集：令和3年8月2日～8月31日
窓口・連絡先	中小企業支援課 TEL：099-286-2944

かごしまの未来を創る現場人応援事業	
概要	新型コロナウイルスの影響により失業した方などを新たに雇用した県内建設（関連）業者が、その方に対し建設業における技術・技能を身につけるために行う講習や研修等の費用を助成
補助対象者	県内建設（関連）業者
補助対象事業	(1) 未来の現場人スキルアップ助成 刈払機やチェーンソー等の操作講習を受講させた場合の受講費用等の一部を助成 (2) 建設現場アシスタント育成応援助成 建設現場の事務補助者として社内教育を行った場合にかかる費用の一部助成
補助率及び補助限度額	(1) 未来の現場人スキルアップ助成 ・受講費用助成：3/4（上限1万円） ・受講日の賃金助成：5,000円/日 (2) 建設現場アシスタント育成応援助成 ・対象経費の1/2（上限5万円）
窓口・連絡先	県土木部監理課 TEL：099-286-3498

キャッシュレス導入支援事業	
概要	キャッシュレスを新たに導入する県内の中小・小規模事業者に対して、導入に要する経費を補助
補助対象者	補助金の交付の目的となる中小・小規模事業者を営営する法人又は個人が営営する店舗（事業所）であって、次のいずれにも該当するもの (1) 鹿児島県内にあること (2) 令和3年3月10日から令和3年9月30日までの期間内に、非接触型のキャッシュレス決済サービスの加盟手続きが完了すること (3) 必要な端末等の代金支払いを令和3年3月10日から令和3年9月30日までの期間内に完了し、同期間内に非接触型のキャッシュレス決済サービスの利用を開始
補助対象経費	非接触型のキャッシュレス決済サービスの導入にあたり必要となる初期費用として、以下に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）のうち、令和3年3月10日から令和3年9月30日までの期間内に代金を支払ったもの (1) 決済端末 (2) レジスタ (3) 汎用端末 (4) 付属品 (5) 設置費
補助率及び補助限度額	補助率： 4/5以内 補助上限額：1事業者あたり10万円 ※1事業者が複数店舗経営している場合、まとめて申請を行う必要あり
申請期間	令和3年7月1日（木）から令和3年9月30日（木）まで（当日消印有効） ※予算に達し次第受付を終了
窓口・連絡先	県キャッシュレス導入支援事業事務局コールセンター TEL：099-295-3888（9:00～17:00/土日祝除く）



### 誘客取組等支援事業

概要	鹿児島県の魅力発信力やおもてなし力を向上させ、観光事業の回復につなげようとする新規性・継続性のある取組に対して補助
補助対象者	県内の民間の宿泊施設、観光施設及び貸切バス事業者
補助対象事業	※補助対象事業の例 ・観光振興に資する人材の育成 ・地元食材を活用したメニュー開発等の企画 ・無料公衆無線LAN環境の整備 ・インバウンド受入環境の整備
補助率及び補助限度額	補助率： 2 / 3 補助上限額：100万円 ※収容定員数・コロナ禍以前の売上高・貸切バス台数に応じて変動
補助対象期間	令和3年1月1日～令和4年1月31日
申請期限	令和3年10月31日
窓口・連絡先	鹿児島県誘客取組等支援事業事務局 TEL：099-258-5900（土日祝除く9：00～17：00）

### かごしま材による「新しい生活様式」創造事業

概要	「新しい生活様式」の定着を図りつつ、県産材の需要回復を図るため住宅や店舗などの増改築等を支援
補助対象経費	「かごしま緑の工務店」が、かごしま材を使用して創る「新しい生活様式」に対応した増改築などに要する経費を支援
補助率及び補助限度額	(1) 3密対策に配慮した増改築等 かごしま材の購入代を全額助成 (2) 3密対策のために設置するかごしま材を利用した木製備品等の購入代 1 / 2 を助成（上限20万円）
申請期間	随時 ※受付は先着順とし、予算に達し次第受付を終了
窓口・連絡先	鹿児島県木造住宅推進協議会 TEL：099-224-4539

### 「かごしま木の家」緊急支援事業

概要	新型コロナウイルス感染症拡大により、減少している県産材の需要回復を図るため、かごしま材を使用して新築する木造住宅に対して支援
補助対象者 補助率及び 補助限度額	「かごしま緑の工務店」が県内に新築する「かごしま木の家」 (1) かごしま材を使用した場合 ・基本額(10㎡)：20万円 ・加算額(10㎡を超え20㎡以下) 1万円/㎡ ・上限額：30万円 (2) 認証かごしま材を使用した場合 ・基本額(10㎡)：24万円 ・加算額(10㎡を超え20㎡以下) 1万4千円/㎡ ・上限額：38万円
申請期間	随時 ※受付は先着順とし、予算に達し次第受付を終了
窓口・連絡先	鹿児島県木造住宅推進協議会 TEL：099-224-4539

### 発電用施設周辺地域立地企業BCP対策事業

概要	企業（製造業）において策定したBCP等に基づき実施する、感染症対策などの防災対策の施設・設備整備に要する経費の一部を補助
対象地域	種子・屋久地域、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、三島・十島地域を除く県内地域
補助対象経費	感染症対策などの防災対策の施設・設備整備に要する経費
補助限度額	1,000万円
窓口・連絡先	産業立地課 TEL：099-286-2985



コロナ禍における外国人材受入支援事業							
概要	新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後一定期間の待機など、外国人技能実習生等を受け入れるに当たって、受入事業者が追加的に負担する経費を支援						
補助対象とする外国人材の在留資格	技能実習、特定技能、高度専門職、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定活動 ※特定活動についての詳細は公募要領を参照						
補助事業者の要件等	次の各号に掲げるもの (1) 外国人材を鹿児島県内の事業所で雇用する又は雇用する予定の事業者であること (2) 申請時点において事業を営んでいる法人又は個人であること (3) 国から要請されている新型コロナウイルス感染症の水際対策について、必要な防疫事項を遵守し、又は必要な防疫措置を行う予定であること (4) 補助対象経費について、国、市町村等の補助金を重複して申請していないこと (5) 次に掲げる者のいずれにも該当しないこと ア 国、法人税法別表第一に規定する公共法人別表第一 イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体 ウ 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者 (6) 前各号に掲げるもののほか、この補助金の目的を達成するために必要なこととして知事が定めること						
補助対象経費	(1) 外国人材が日本への入国後に要請される一定期間の待機に係る宿泊費 (2) 外国人材が帰国前に義務付けられているPCR検査費及び陰性証明書発行費 ※令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられているPCR検査が完了し、かつ令和4年2月28日までに補助事業者において支払いがなされたもの（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）						
補助率及び補助限度額	(1) 外国人材が日本への入国後に要請される一定期間の待機に係る宿泊費 補助率：4/5 補助上限：10万円 (2) 外国人材が帰国前に義務付けられているPCR検査費及び陰性証明書発行費 補助率：4/5 補助上限：3万円 ※上記(1)、(2)を合わせて1事業者当たり100万円を上限（千円未満切り捨て） ※国、市町村等の補助金を申請した補助対象経費は当該補助金の交付対象外						
申請期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象となる外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられている申請期間PCR検査が完了した日</th> <th>申請期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年5月17日～令和3年12月27日</td> <td>助対象となる外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられているPCR検査が完了した日から2か月後の日 ※閉庁日にあたる場合は直後の開庁日</td> </tr> <tr> <td>令和3年12月28日～令和4年2月28日</td> <td>令和3年12月28日～令和4年2月28日</td> </tr> </tbody> </table> ※予算に達し次第受付を終了	補助対象となる外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられている申請期間PCR検査が完了した日	申請期間	令和3年5月17日～令和3年12月27日	助対象となる外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられているPCR検査が完了した日から2か月後の日 ※閉庁日にあたる場合は直後の開庁日	令和3年12月28日～令和4年2月28日	令和3年12月28日～令和4年2月28日
補助対象となる外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられている申請期間PCR検査が完了した日	申請期間						
令和3年5月17日～令和3年12月27日	助対象となる外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられているPCR検査が完了した日から2か月後の日 ※閉庁日にあたる場合は直後の開庁日						
令和3年12月28日～令和4年2月28日	令和3年12月28日～令和4年2月28日						
窓口・連絡先	外国人材受入活躍支援課 TEL：099-286-3320						



鹿児島県のホームページでは中小企業のための助成・補助制度の情報が随時更新されているので、定期的に情報を確認するぶ〜



## 鹿児島県の新型コロナウイルス相談窓口

鹿児島県の新型コロナウイルスに関する相談窓口を紹介します。なお、新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、鹿児島県が設置している「受診・相談センター(保健所)」へご相談ください。

- コロナ相談かごしま
  - ・電話番号：099-833-3221
  - ・FAX 番号：099-225-0672
  - ・メールアドレス：cskagoshima@aurora.ocn.ne.jp
- ※7か国語対応(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語)
- ※土日・祝日も含む24時間対応(ベトナム語・タイ語は平日10時～18時のみ対応)
- 厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)
  - ・電話番号：0120-565-653(フリーダイヤル)
  - ・受付時間：9:00～21:00
- 一般電話相談(鹿児島県庁くらし保健福祉部健康増進課)
  - ・電話番号：099-286-2720
  - ・FAX 番号：099-286-5556
  - ・受付時間：平日の8時30分～17時15分

※発熱等の症状がある場合は、まずはかかりつけ医にご相談ください。相談する医療機関に迷う場合は、受診・相談センター(保健所)にご相談ください。

※夜間や休日に発熱等の症状が悪化した場合は、電話相談医療機関にご相談ください。

### 熱中症にも注意し、感染防止対策を



マスク着用時の激しい運動は避けましょう



こまめな水分・塩分補給を忘れずに



エアコン使用中もこまめに換気をしましょう



少しでも体調が悪くなったら涼しい場所へ移動しましょう

### 鹿児島県における中小企業組合の動向と 課題解決のための補助金等について

本会では、中小企業の組織化を推進し、組合運営の円滑化やその強固な連携による共同事業を促進することによって、中小企業の振興発展を図っています。

そこで、組合の皆様への的確な支援を行っていくため、令和3年1月に「組合の実態に関するアンケート調査」を実施しました。本アンケートご協力いただきました組合の皆様方、誠にありがとうございました。貴重な情報やご意見等をいただきましたことを重ねてお礼を申し上げます。

特集2では、本アンケートの集計結果をとりまとめ、これらの結果から浮かび上がった課題について、解決策の一助となりうる補助金等に関する情報をまとめました。

今回は新型コロナウイルスの影響に関する内容が中心となっており、コロナ禍における組合運営の参考になれば幸いです。

#### 【調査概要】

##### ○調査対象

対象組合数：県内 535組合

回 答 数： 410組合 (回答率76.6%)

(410組合の内訳)

事業協同組合	332	商店街振興組合	19
協同組合連合会	12	商店街振興組合連合会	1
協業組合	18	商工組合	14
企業組合	4	信用協同組合	2
生活衛生同業組合	8		

##### ○調査方法

調査票によるアンケート調査 (郵送自記式調査)

##### ○実施期間

令和3年1月18日～2月28日

##### ○調査基準日

令和3年1月1日現在

##### ○調査内容

1. 組合の概要
2. 組合の現況に関する調査
  - (1) 組合運営上の課題、希望する支援等について
  - (2) コロナ禍における総会・理事会開催状況について
  - (3) 組合が行う勉強会・講習会について
  - (4) 専門家の活用状況について

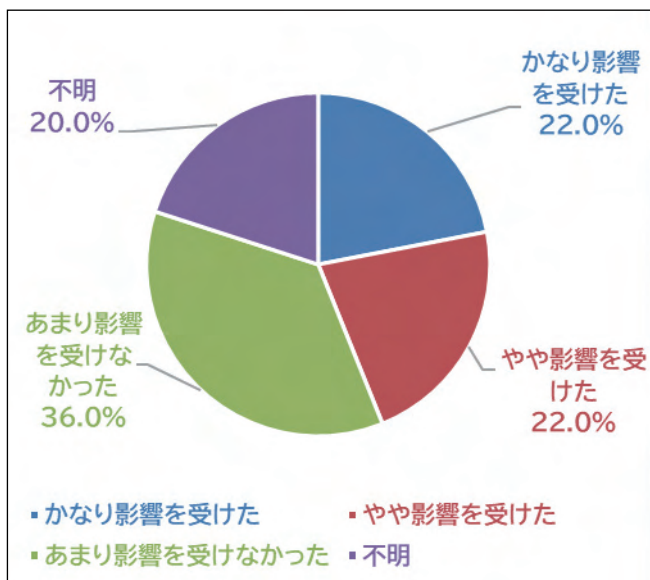




## アンケート集計結果

### 組合運営上の課題、希望する支援等について

Q1. 組合事業や組合運営に対し、新型コロナウイルスの影響について教えてください。



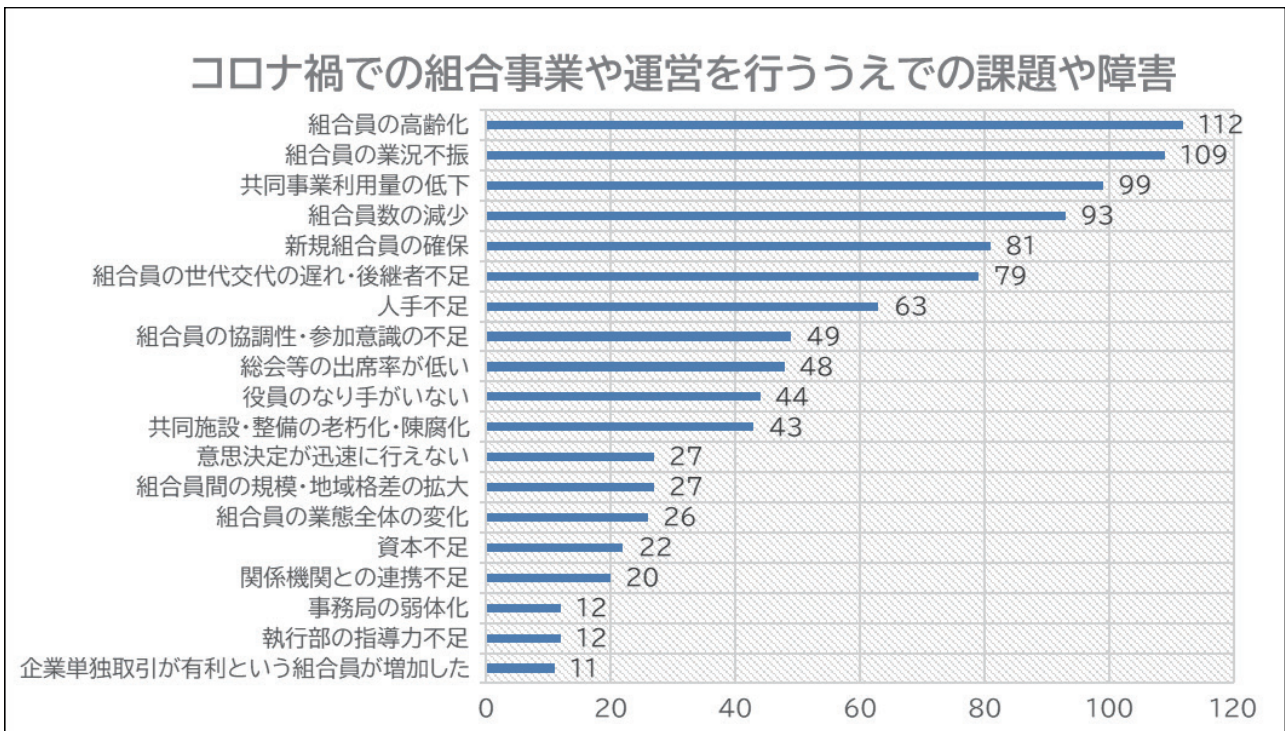
新型コロナウイルスによる影響は44.0%の組合でありましたが、36.0%の組合ではあまり影響がなく、業種によって大きな差があったことが分かりました。

影響があった具体例をみると、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、非対面・非接触の観点から人と人との交流が難しくなったことが根本的な要因として考えられることが分かりました。

#### 【影響があった具体例】

業種	内容
医療業	・直接対面での営業活動が難しくなった。
卸売業	・コロナ対策にかかる費用が増加した。
建設業	・共同受注の仕事が減少し、収入が減少した。 ・資材の一部が入荷困難となった。 ・県をまたいだ移動制限により、外部会議などの出張機会が減った。 ・懇親会、ソフトボール大会等、組合員の交流ができなかった。 ・例年実施している年間行事がほとんどできなかった。
小売業	・理事会の開催回数減少により、意思疎通がうまく出来ない場合があった。 ・県外での催事ができなくなり、販路拡大ができなかった。 ・組合で企画していたイベントの中止、延期を余儀なくされた。
サービス業	・組合員の経営状況を鑑み、会費の減免・免除をせざるを得なかった。
製造業	・組合員の事業利用量が低下した。 ・飲食店の営業自粛・時短営業の影響により、取引量が減り、大幅な売上減少となった。 ・観光客が減少したことで、土産品が売れなくなった。 ・展示会や商談会が中止や入場制限等による規模縮小での開催となり、販路開拓の機会が減った。 ・車検の有効期限延長による、検査台数の変化と入庫時期の変更があった。
農業	・海外への渡航規制等により、新規での外国人技能実習生の入国対応ができなかった。また、実習期間終了後の対応等に影響が出た。

Q2. 組合事業や運営を行ううえでの課題や障害について教えてください。(複数回答可)

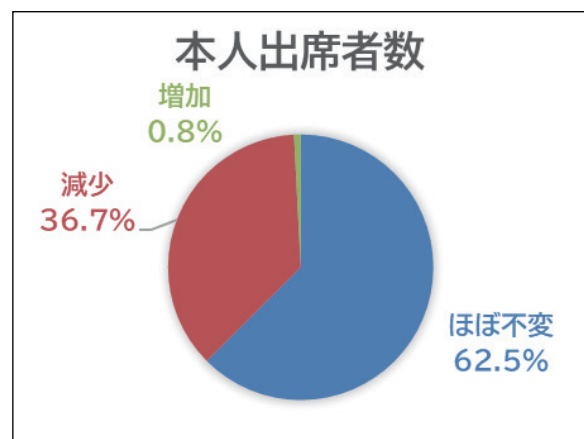
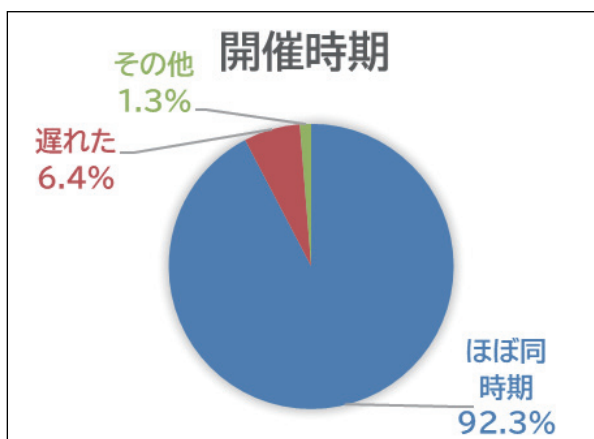


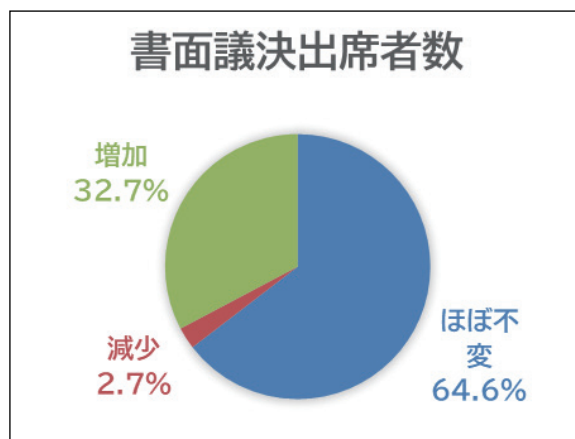
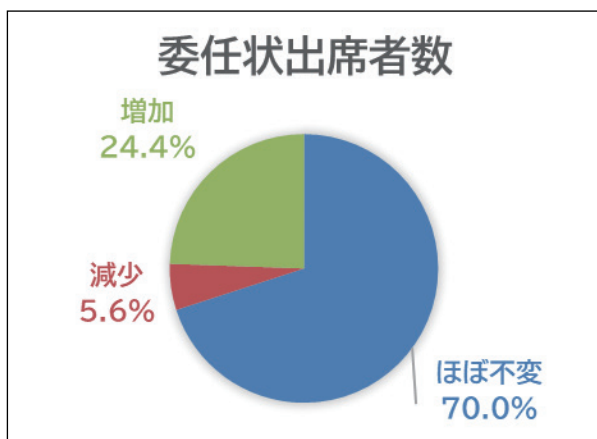
組合事業や運営を行っていくうえで、様々な課題や障害が発生していることが分かりました。その中でも、組合員の高齢化や組合員の世代交代の遅れ・後継者不足など従前からの課題だけでなく、コロナ禍により、組合員の業績不振、共同事業利用量の低下が発生していることが分かりました。

将来的に発生することが想定される課題や障害については、発生してから対応を考えるだけでなく、予防策を講じておくことが望ましいです。

## コロナ禍における総会・理事会開催状況について

Q3. 令和2年度の通常総会の開催について、昨年度（令和元年度）からどのように変化しましたか。





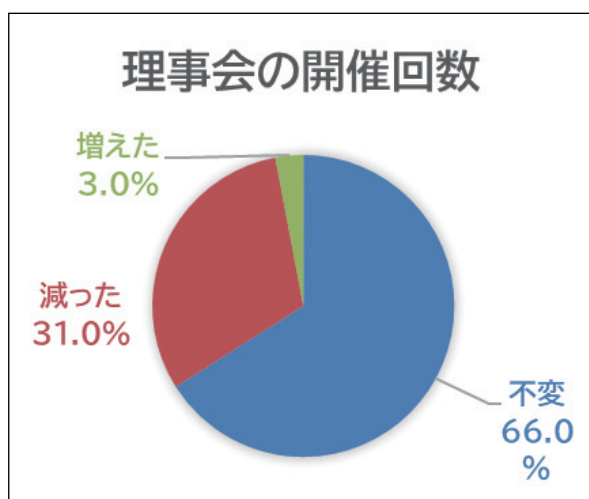
開催時期は、ほぼ同時期が92.3%と例年通り開催するように運営していた組合がほとんどでした。

また、本人出席者数が減少している組合が36.7%ありました。代わりに委任状出席又は書面議決書提出が増加しており、なるべく少人数での開催方法を模索する動きがあった影響が見受けられました。

通常総会の招集については、中小企業等協同組合法では第46条（総会の招集）で、中小企業団体の組織に関する法律では第5条の23の3（準用）にて「通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。」と規定されているため、年度内に1回は必ず招集なくてはなりません。また、組合の定款の中で「通常総会は毎事業年度終了後2月以内（組合によっては3月以内）に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。」と規定されています。

よって、通常総会を省略することはできませんし、定款で定めた開催時期からの遅れも平時にはできませんので、注意が必要です。剰余金の配当の観点からも、安易な開催時期の延期は避けなくてはなりません。

Q4. 令和2年度の理事会開催の回数に変化はありましたか。

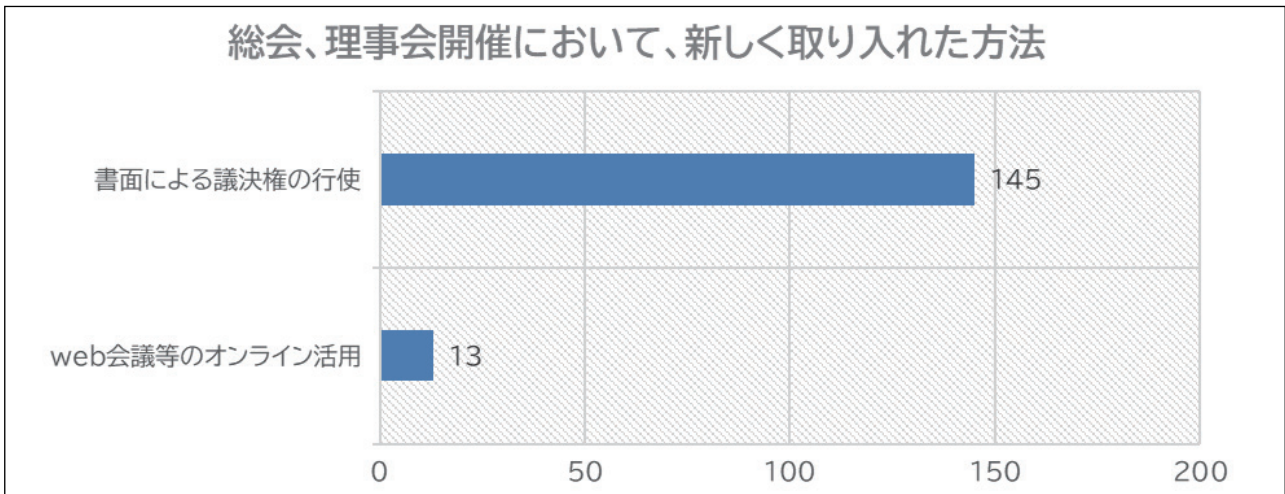


理事会は、66.0%の組合で例年通り開催されていました。また、増えた組合が3.0%で、減った組合は31.0%でした。

コロナの影響は若干あったものの、おおむね例年と同じ頻度で理事会は開催されていました。

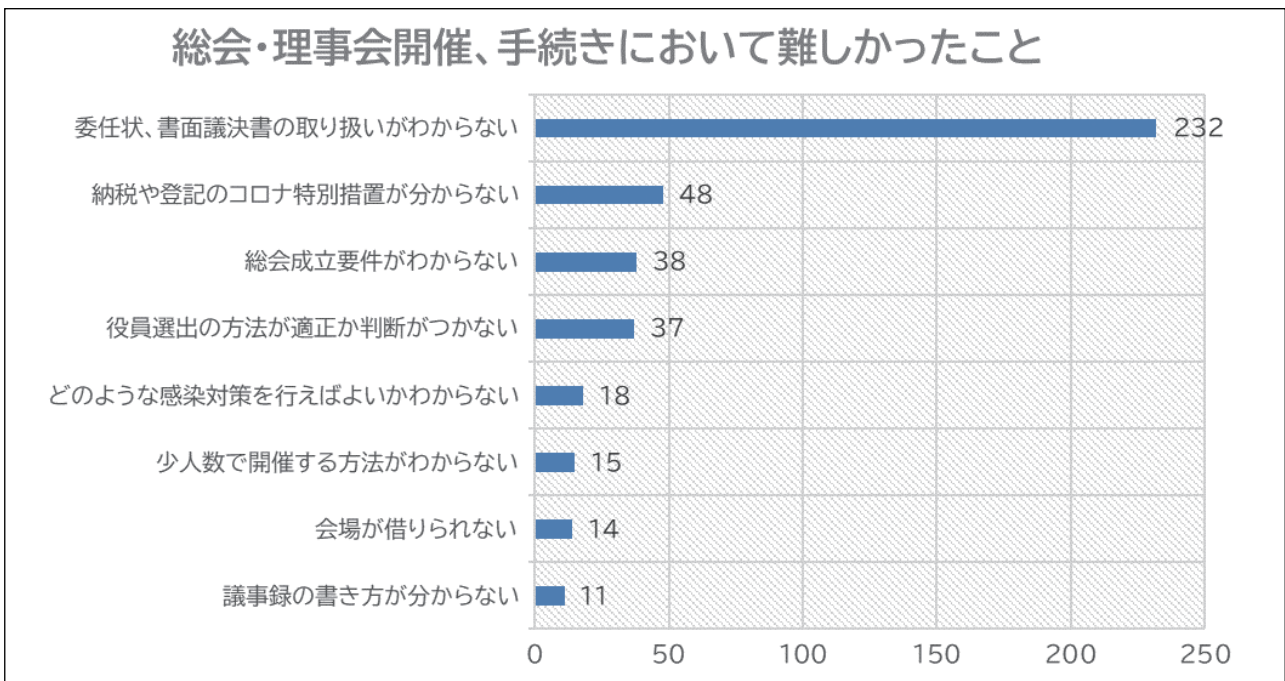


Q5. 総会、理事会開催において、新しく取り入れた方法がありますか（複数回答可）。



新しく取り入れた方法として、「書面による議決権の行使」が多く挙げられました。これは定款に則って従前どおりの手法が採用できた点が選択された大きな理由として考えられます。一方で「Web会議等のオンライン活用の導入」はこれから増えていくものと思われます。その他としては、感染防止対策の導入や時間短縮などが挙げられました。なお、オンライン活用については「特集4：バーチャル組合総会 / 理事会開催について」をご確認ください。

Q6. 総会・理事会開催、手続きにおいて、難しかったことを教えてください。（複数回答可）

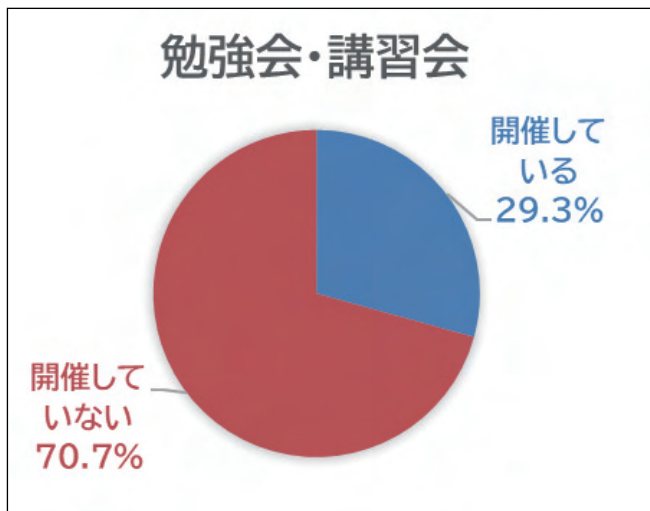


新しく取り入れた方法として、書面による議決権の行使が取り入れられた組合が多かったものの、これまで活用機会がなかった組合も多く、開催手続きに戸惑いがあったものと思われます。



## 組合が行う勉強会・講習会について

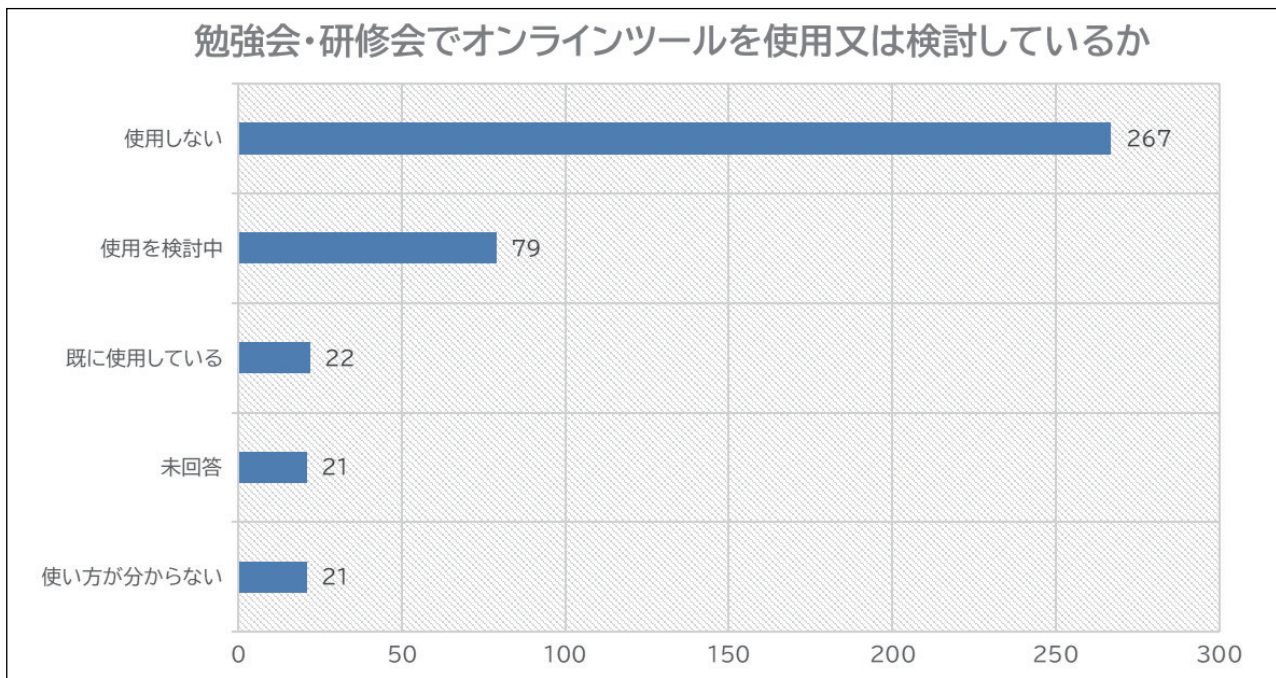
Q7. 組合員やその従業員を対象にした講習会等を開催していますか。



令和2年度において、組合員や従業員を対象にした講習会等は、70.7%の組合が開催していませんでした。

コロナ禍において、非対面・非接触による影響により、教育情報提供事業等の活用が十分にできていなかったことが分かります。

Q8. 組合主催の勉強会・研修会でオンライン会議ツールを使用又は検討していますか。



使用を推進されているオンラインツールですが、勉強会・研修会でのオンラインツールの使用又は検討については消極的な姿勢がうかがえました。確かに Web 会議システムを導入するなどのインフラ整備だけでは効果的な勉強会・講習会が行えるわけではありません。しかしながら、オンラインツールを用いた勉強会・研修会は、参加する場所を問わないというのが最大のメリットです。離島もあり面積の広い鹿児島県においては、移動が発生しないことは時間や費用の面では非常に効果的です。選択肢として持っておいた方が良いでしょう。

オンラインツール等の導入にあたっては IT 導入補助金などの補助制度の活用が有効です。また、使用したいが使い方が分からない場合は、本会や IT 専門家に相談することも解決手段の1つになります。



## 課題解決のための補助金等

### 事業承継・引継ぎ補助金（事業承継・M&A）

事業承継・引継ぎ補助金は、中小企業者や事業者等が事業承継、事業再編及び事業統合を契機として新たな取り組みや広報活動を行う事業について、その経費の一部を補助することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的として実施されています。

事業承継・引継ぎ補助金には、「専門家活用」と「経営革新」の2つのタイプがあります。



#### <専門家活用>

項目	内容
概要	M&Aによる経営資源の引継ぎを支援するため、M&Aに係る専門家等の活用費用を補助
支援対象者	M&Aにより経営資源を他者から引継ぐ、あるいは他者に引継ぐ予定の中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む） こんな方におすすめ ・M&Aの成約に向けて取組を進めている方 ・M&Aに着手しようと考えている方
類型・条件	<買い手支援型>（事業を引き継ぐ方を支援） ・事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引継ぎを行う予定の中小企業・小規模事業者 <売り手支援型>（事業を第三者に承継したい方を支援） ・事業再編・事業統合等に伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の中小企業・小規模事業者
補助対象経費	<買い手支援型> 謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料等 <売り手支援型> 謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、廃業費用等（廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費等）
補助率	補助対象経費の2/3以内
補助上限	<買い手支援型> 400万円以内 <売り手支援型> 400万円以内 ※廃業費用を活用する場合は上乗せ額：200万円



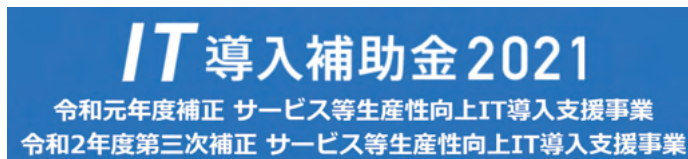


## <経営革新>

項目	内容
概要	事業承継やM&A（事業再編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む）を契機とした経営革新等（事業再構築、設備投資、販路開拓等）への挑戦に要する費用を補助
支援対象者	事業承継、M&A（経営資源を引き継いで行う創業を含む）を契機として、経営革新等に挑戦する中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）
類型・条件	<p>&lt;創業支援型&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者であること。</li> <li>▶ 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること。</li> </ul> <p>&lt;経営者交代型&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者であること。</li> <li>▶ 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること。</li> <li>▶ 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者であること。</li> </ul> <p>&lt;M&amp;A型&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業再編・事業統合等を契機として、経営革新等に取り組む者であること。</li> <li>▶ 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること。</li> <li>▶ 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者であること。</li> </ul>
補助対象経費	人件費、外注費、委託費、設備費、謝金、旅費、廃業費用等（廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費等）
補助率	補助対象経費の2/3以内
補助上限	400～800万円以内 ※廃業費用を活用する場合は上乗せ額：200万円

## IT 導入補助金 (IT 化・生産性向上・コロナ対策)

IT 導入補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が生産性の向上に資する IT ツール（ソフトウェア、サービス等）を導入するための事業費等の経費の一部を補助等することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的として実施されています。



IT 導入補助金2021には、「通常枠」と「低感染リスク型ビジネス枠」があります。

IT 導入補助金2021には、「通常枠」と「低感染リスク型ビジネス枠」があります。

### < 通常枠 > (A・B 類型)

自社の課題やニーズに合った IT ツールを導入する経費の一部を補助することで、業務効率化・売上アップをサポートするものです。

自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、経営課題や需要に合った IT ツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図ることを目的としています。

### 【通常枠の概要】

項目	内容
申請の対象となる事業者	中小企業（飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象） 小規模事業者
補助対象経費	ソフトウェア購入費用及び導入するソフトウェアに関連するオプション・役務の費用
プロセス数	< A 類型 > 1 以上 < B 類型 > 4 以上 ※「プロセス」とは、業務工程や業務種別のこと
賃上げ目標	< A 類型 > 加点要件 < B 類型 > 必須要件 ※業計画終了時点において、給与支給総額の年率平均 1.5 % 以上の増加目標が達成できていない場合は、補助金の全部の返還を求める場合がある
補助率	< A・B 類型 > 1 / 2 以内
補助上限	< A 類型 > 30 万円～ 150 万円未満 < B 類型 > 150 万円～ 450 万円以下



### <低感染リスク型ビジネス枠> (特別枠：C・D類型)

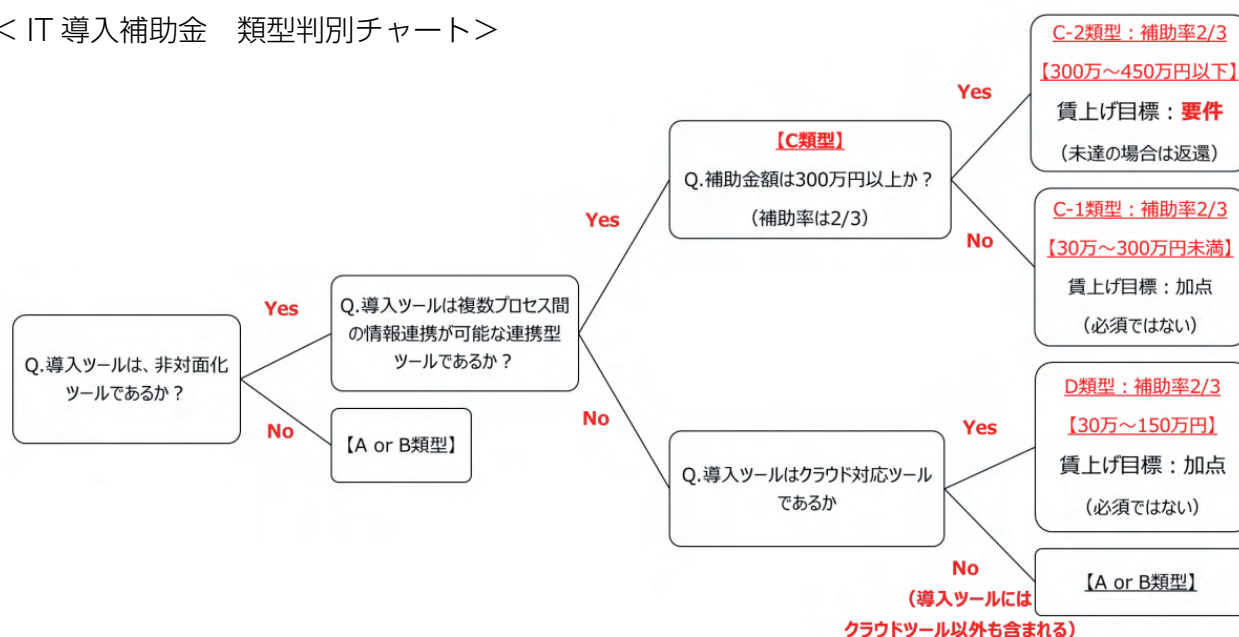
新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、ポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けて、労働生産性の向上とともに感染リスクに繋がる業務上での対人接触の機会を低減するような業務形態の非対面化に取り組む中小企業・小規模事業者等に対して支援するものです。特別枠（C・D類型）においては、通常枠（A・B類型）では補助対象とならないハードウェアレンタルも、役務の一つと認められています。

#### 【低感染リスク型ビジネス枠の概要】

項目	内容
申請の対象となる事業者	中小企業（飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象） 小規模事業者
補助対象経費	ソフトウェア購入費用及び導入するソフトウェアの利用に必要不可欠なハードウェアのレンタル費用と関連するオプション・役務の費用
プロセス数	<C・D類型> 2以上
賃上げ目標	<C-1・D類型> 加点要件 <C-2類型> 必須要件 ※事業計画終了時点において、給与支給総額の年率平均1.5%以上の増加目標が達成できていない場合は、補助金の全部の返還を求める場合がある
補助率	<C・D類型> 2/3以内
補助上限	<C-1類型> 30万円～300万円未満 <C-2類型> 300万円～450万円以下 <D類型> 30万円～150万円以下

※C類型は申請金額によりC-1類型とC-2類型に分かれます。

#### <IT導入補助金 類型判別チャート>



※非対面化ツール：対人接触の機会を低減するよう非対面又は遠隔でのサービス提供が可能なビジネスモデルへの転換（業務形態の非対面化）に資する、労働生産性の向上を目的としたITツール



## ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（生産性向上・コロナ対策）

ものづくり補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者

保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させるための設備投資等を支援することを目的として実施されています。

ものづくり補助金には、「一般型」及び「グローバル展開型」の2つの事業類型があります。



### <一般型>

項目	内容
概要	中小企業者等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援
補助対象者	日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する中小企業者等
補助対象経費	[通常枠] 機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 [低感染リスク型ビジネス枠] 上記に加えて、広告宣伝費・販売促進費 ※単価 50 万円（税抜き）以上の設備投資が必要
補助率	[通常枠] 中小企業者 1 / 2、小規模企業者・小規模事業者 2 / 3 [低感染リスク型ビジネス枠特別枠] 2 / 3
補助金額	100 万円～ 1,000 万円

低感染リスク型ビジネス枠については、補助対象経費全額が、以下のいずれかの要件に合致する投資であることが必要です。

### 新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）とは

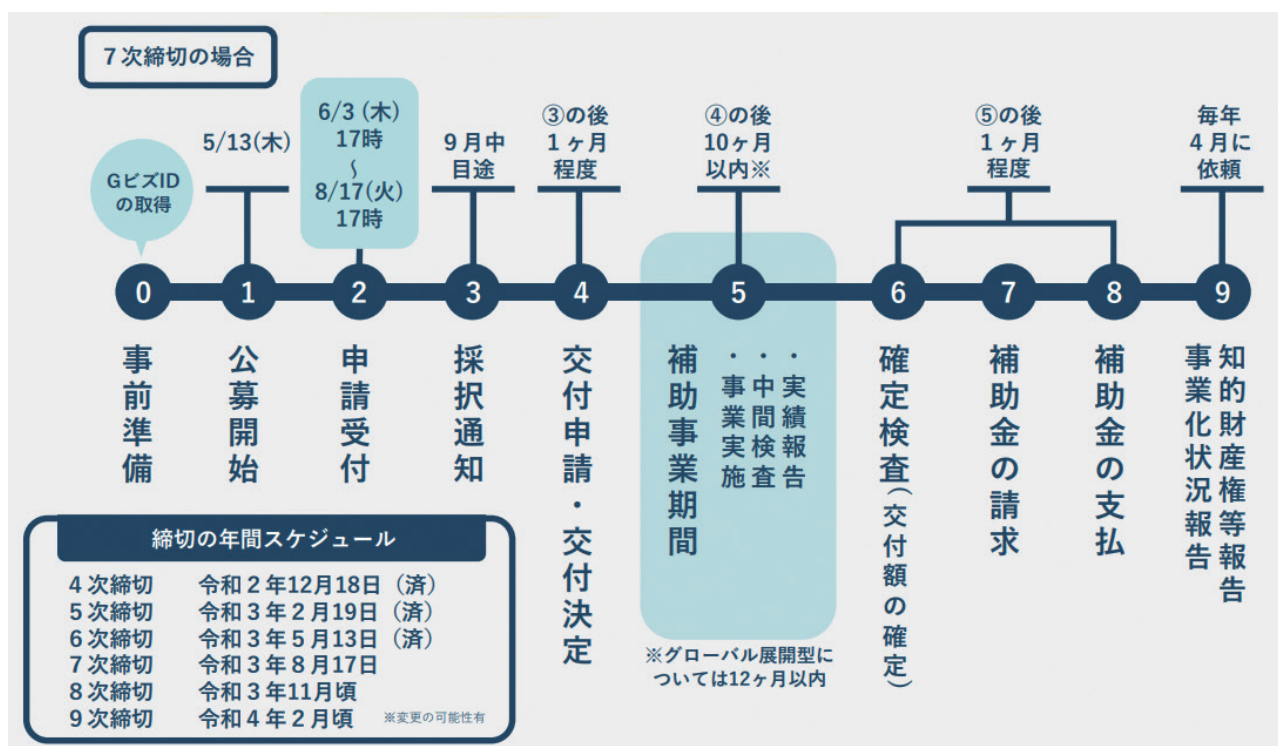
- ・ 物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発  
（例：AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発、オンラインビジネスへの転換等）
- ・ 物理的な対人接触を減じる製品・システムを導入した生産プロセス・サービス提供方法の改善  
（例：ロボットシステムの導入によるプロセス改善、複数の店舗や施設に遠隔でサービスを提供するオペレーションセンターの構築等）
- ・ ウィズコロナ、ポストコロナに対応したビジネスモデルへの抜本的な転換に係る設備・システム投資  
※キャッシュレス端末や自動精算機、空調設備、検温機器など、ビジネスモデルの転換に対して大きな寄与が見込まれない機器購入は原則として補助対象経費外



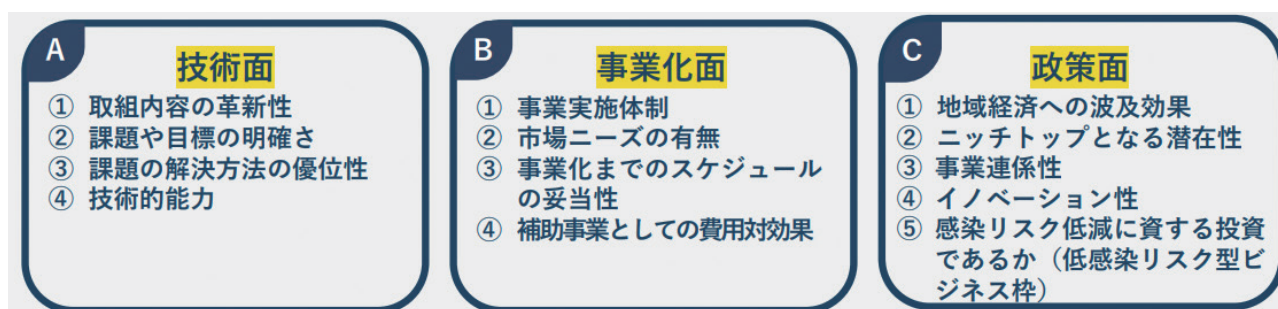
## <グローバル展開型>

項目	内容
概要	中小企業者等が海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援（①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかに合致するもの）
補助対象者	日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する中小企業者の要件を満たす、および特定非営利活動法人（グローバル展開型の①類型については、事業実施場所が海外でも可）
補助対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、海外旅費 ※単価 50 万円（税抜き）以上の設備投資が必要
補助率	中小企業者 1 / 2、小規模企業者・小規模事業者 2 / 3
補助金額	1,000 万円～ 3,000 万円

## <ものづくり補助金 受給までの手続きとスケジュール>



## <ものづくり補助金の審査項目>



## 事業再構築補助金（事業再構築・ウィズコロナ・アフターコロナ）

事業再構築補助金とは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的として実施されています。

# 事業再構築補助金

事業再構築補助金には、「通常枠」、「大規模賃金引上枠」、「卒業枠」、「グローバルV字回復枠」、「緊急事態宣言特別枠」、「最低賃金枠」の6つの事業類型があります。

今回はそのうち「通常枠」、「最低賃金枠」、「緊急事態宣言特別枠」について紹介します。

### <通常枠>

項目	内容
概要	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す中小企業等の新たな挑戦を支援
補助対象者	日本国内に本社を有する中小企業者等及び中堅企業等
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費
補助率	中小企業者等 2 / 3 (6,000万円超は 1 / 2) 中堅企業等 1 / 2 (4,000万円超は 1 / 3)
補助金額	【従業員数 20人以下】 100万円～ 4,000万円 【従業員数 21～50人】 100万円～ 6,000万円 【従業員数 51人以上】 100万円～ 8,000万円

### <最低賃金枠>

項目	内容
概要	最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等が取り組む事業再構築に対する支援。
補助対象者	日本国内に本社を有する中小企業者等及び中堅企業等
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費
補助率	中小企業者等 3 / 4 中堅企業等 2 / 3
補助金額	【従業員数 5人以下】 100万円～ 500万円 【従業員数 6～20人】 100万円～ 1,000万円 【従業員数 21人以上】 100万円～ 1,500万円





## <緊急事態宣言特別枠>

項目	内容
概要	令和3年の国による緊急事態宣言発令により深刻な影響を受け、早期に事業再構築が必要な飲食サービス業、宿泊業等を営む中小企業等に対する支援
補助対象者	日本国内に本社を有する中小企業者等及び中堅企業等
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費
補助率	中小企業者等 3/4 中堅企業等 2/3
補助金額	【従業員数5人以下】100万円～500万円 【従業員数6～20人】100万円～1,000万円 【従業員数21人以上】100万円～1,500万円

## 補助金の情報を収集するには

中小企業・小規模事業者向けの補助金・助成金の情報をインターネットで情報収集する場合、以下のホームページにて入手可能です。是非、ご活用ください。

### <ミラサポplus>



経済産業省と中小企業庁が共同で運営している、中小企業・小規模事業者向けの補助金・給付金等の申請や事業のサポートを目的とした、国のWebサイト  
<https://mirasapo-plus.go.jp/>

### <J-Net21>



独立行政法人の中小企業基盤整備機構が運営する、中小企業とその支援者、創業予定者とその支援者のためのポータルサイト  
<https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/support/>

### <鹿児島県>



鹿児島が運営しているWebサイトの中に、事業者向けの支援情報が補助金・助成制度ごとにまとめられている  
<https://www.pref.kagoshima.jp>

### <商工中金>



商工中金が運営しているWebサイトの中に、都道府県ごとの設備投資・人材投資・セミナーなどの補助金・助成金情報がまとめられている  
<https://www.shokochukin.co.jp>

# 中小企業組合士制度を 活用し、円滑な組合運営を！

中小企業組合には、ガバナンスの充実が不可欠であり、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たしていくことが求められています。こうした目的を達成するために、組合運営の経験と専門知識を備えた人材が必要です。

組合の人材育成の観点から、組合の業務を執行する役員や実務を担う職員など、組合に関わるすべての方に挑戦していただきたい資格として「中小企業組合士」があります。

特集3では、組合で活躍されている中小企業組合士のみなさまにインタビューを行い、「中小企業組合士とはどのようなものなのか？」について迫りました！

## 中小企業組合士制度とは

中小企業組合（事業協同組合、企業組合、商工組合やこれらの組合の連合会）の事務局で働いている役職員の方が職務を遂行する上で必要な知識に関する試験を行い、試験合格者の中から一定の実務経験を持つ方に、中小企業組合士の称号を与える制度です。

中小企業組合士は、令和3年6月1日現在、全国で2,788名（うち鹿児島51名）登録されており、中小企業組合はもちろんのこと、商工組合中央金庫などの関係分野においても活躍しています。

中小企業組合士は、組合運営のエキスパートです！

## 現場で活躍する中小企業組合士インタビュー

県内の中小企業組合で活躍されている組合士のみなさんに、現場の声を伺いました。

### 鹿児島県味噌醤油工業協同組合

中小企業組合士を取得したのは平成6年です。当時の組合専務理事の勧めもあり、**事務局の仕事を行う上で必ず役に立つ**と思い受験しました。

全国中央会のテキストや過去問を解いて勉強したことを覚えています。特に「組合会計」は簿記と併せて勉強することで理解が深まりました。

組合の実務者として中小企業等協同組合法等に沿った事業報告書、事業計画を作成し、業務を遂行するために中小企業組合士は必須の資格だと思います。**理解が深まると仕事も楽しく**なります。ぜひ**ステップアップ**として組合に関わる多くの方に挑戦してほしいと思います。



理事・事務局長  
古河 洋氏

### 理事長からのメッセージ



理事長  
藤安 秀一氏

資格取得は職員の頑張りを組織としてポジティブに評価できる仕組みだと思っています。特に、中小企業組合士は組合の業務にダイレクトに関係し、組合を活かすために有効です。

組織として、職員が資格取得にチャレンジする機会を与えることや、頑張りに応じて奨励金や資格手当などのインセンティブを用意するといったことも大切だと思います。



## 総合物流協同組合



業務課 課長  
富永 尚 氏

組合で実務経験を積んでいく中、組合内で中小企業組合士の取得が推奨されていることもあり受験しました。当時は会計業務に携わることが少なかったのですが、組合会計の勉強の一環として簿記を学び、その**知識が決算期の仕事に生きています**。

仕事を覚えながら中小企業組合士の勉強を併行して行うことで、**実務や法律への理解がより深まる**と思います。

組合に携わるにあたって「組合ってなんだろう?」と思われる方もいるかもしれませんが、そんな方が**組合制度を理解**するためにも中小企業組合士の取得に取り組まれることをオススメします。

入社から5年が過ぎたころ、上司の勧めもあり受験しました。試験勉強を進める中で、**普段行っている業務についての理解が深まり、面白さを感じました**。

組合内に組合士が複数人在籍しているので、仕事の話がまとまりやすいです。また、中小企業組合士を取得したことで、中央会をはじめとした**外部とのやりとりも円滑にできるようになりました**。

鹿児島県中小企業組合士協会に加入し、視察や懇親会を通じて**他の組合とのネットワーク**もできました。中小企業組合士同士で組合の運営や制度について**情報共有**できることが大きなメリットになっています。



システム管理課 課長  
奥 稔 氏

## 鹿児島県中小企業組合士協会の概要

中小企業組合士資格取得者が加入する「鹿児島県中小企業組合士協会」があります。研修や情報提供等を通じて研鑽を図っています。資格取得の折にはぜひご加入ください。

### 【鹿児島県中小企業組合士協会の概要】

設立	昭和54年6月
会員資格	中小企業組合士及び中小企業組合試験合格者であって、将来中小企業組合士になろうとする者
会員数	42名
実施事業	教育情報事業（講習会、視察研修の実施）等



講習会の様子

### 会長からのメッセージ



鹿児島県中小企業  
組合士協会会長  
総合物流協同組合  
専務理事  
久木留 寛 氏

「組合とは何ですか?」との質問に的確に答えられるのは中央会並びに組合士の皆さん方ではないでしょうか。全国の組合士の皆さん方へのアンケートの結果を見ますと、組合士を取得した結果、自分の仕事に役立ち且つ仕事に対し前向きになれたとのご意見が多いようです。

組合士の皆さん方は日ごろからその知識を存分に生かし、所属組合の安定的運営に寄与されておられます。今後とも組合業務のエキスパートとしてさらなる研鑽を積んでいただければと存じます。またそうすることで自ずと組合士制度の認知度も高まると思います。

また、本県には組合士の皆さん方の情報交換や交流の場として組合士協会もございます。是非、お一人でも多く組合士取得にチャレンジしていただければ幸いです。

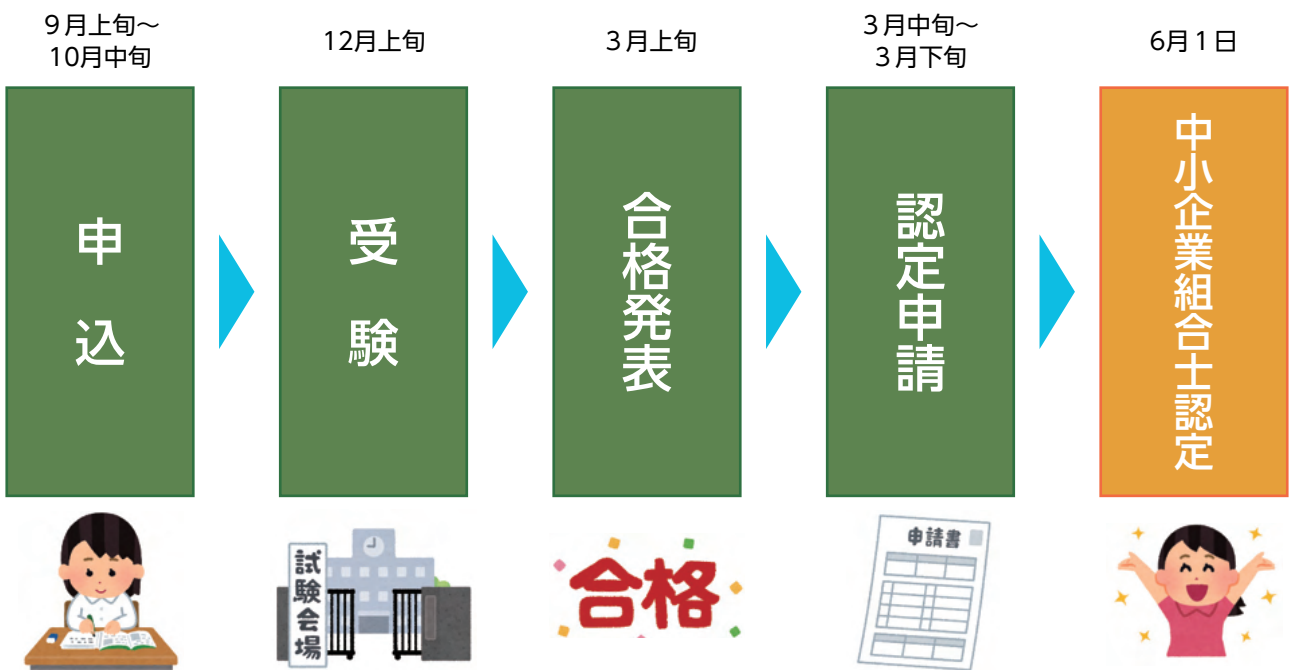


## 中小企業組合検定試験とは

中小企業組合士とは、中小企業組合検定試験に合格し、かつ組合等での実務経験が3年以上ある方に与えられる称号です（全国中小企業団体中央会により認定）。検定試験の内容は、事務局運営をスムーズに行うために必要な基礎的、実務的知識について行われます。

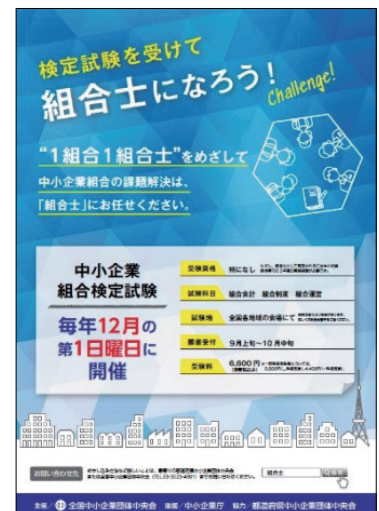
全国中小企業団体中央会が中小企業庁の後援、都道府県中小企業団体中央会の協力で運営しています。

## 中小企業組合士認定まで



## 受験申込

- 受験資格  
特になし  
(中小企業組合の業務に従事している人、あるいは将来従事しようとする人など、どなたでも受験できます)
- 願書受付期間  
9月上旬～10月中旬
- 願書受付  
鹿児島県中小企業団体中央会など最寄りの都道府県中央会



中小企業組合士募集のポスター



## 試験内容（令和3年度）

- 試験科目  
「組合会計」「組合制度」「組合運営」の3科目  
(事務局運営をスムーズに行うために必要な基礎的・実務的知識について問われます)  
試験合格者には合格証書が交付されます。  
※参考図書は、全国中小企業団体中央会で販売  
(<https://www.chuokai.or.jp/pub/pub.htm#txt>)  
※一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます。
- 試験日  
令和3年12月5日（※毎年12月の第1日曜日）
- 試験地  
受験票に記載されます。  
札幌・青森・仙台・郡山・さいたま・東京・静岡・名古屋・  
大阪・岡山・広島・山口・福岡・鹿児島・那覇（※令和2年度実績）
- 受験料  
6,600円（一部科目免除者は5,500円（2科目）、4,400円（1科目））
- 合格発表日  
令和4年3月1日

## 認定申請・交付

- 認定申請  
試験合格者には、全国中小企業団体中央会から組合士認定申請書及び関係書類が送られるので、必要事項を記入し、最寄りの都道府県中央会へ提出。
- 交付  
毎年6月1日付で認定証書、組合士章、組合士証を交付
- 認定更新  
組合士認定後は、5年ごとに認定更新（原則として都道府県中央会で実施する講習会を5時間以上受講）を行う必要があります。

### 中小企業組合検定試験対策講座のご案内

鹿児島県中小企業組合士協会では、中小企業組合検定試験対策講座を毎年実施しています。本年度は下記日程で予定していますので、中小企業組合士を目指す方はもちろん、興味をお持ちの方も奮ってご参加ください。

- 日 時：令和3年10月5日（火） 9：00～16：50
- 場 所：鹿児島県中小企業団体中央会会議室  
(鹿児島市名山町9-1鹿児島県産業会館5階)
- 定 員：10名（先着順）
- 受講料：無料

<お問い合わせ>  
鹿児島県中小企業団体中央会  
総務企画課  
TEL：099-222-9258

# バーチャル組合総会／ 理事会開催について

令和3年5月14日、バーチャルオンリー型組合総会／理事会を新たに開催可能とするための規則の改正が交付、施行されました。


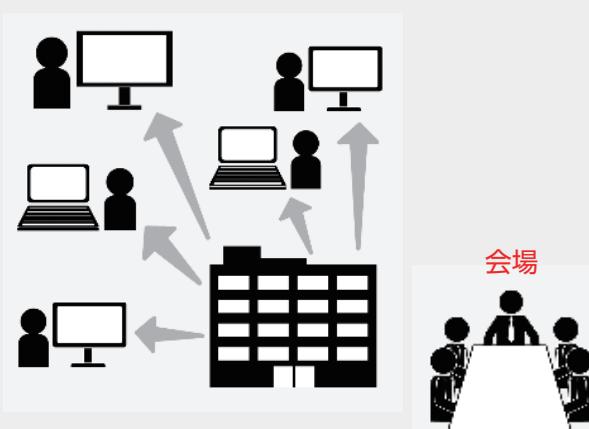
バーチャルオンリー組合総会／理事会を開催するにあたっては、法的・実務的に留意すべき事項があり、具体的な対応策を講じる必要があります。

特集4では、バーチャルオンリー型組合総会／理事会とハイブリッド型バーチャル組合総会／理事会を「バーチャル組合総会／理事会」とし、留意すべき事項や対応策について記載します。

## バーチャル組合総会 / 理事会とは

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中で、三密回避となる新たな総会及び理事会の開催方法を確立させるニーズが高まっていたが、従前の規則では、総会及び理事会の議事録に一律に「場所」の記載が求められていました。今回の改正では、「場所」を定めなかった場合にあっては、「開催の方法」を記載すればよいこととなります。

インターネットや電話機能を利用して、仮想空間で行われる総会をバーチャル組合総会とよび、現実の総会を開催しつつ、同時双方向通信による組合員の参加又は出席を行うものをハイブリッド型バーチャル組合総会とよびます。これに対し、物理的な場所を定めることなく開催するものをバーチャルオンリー型組合総会とよびます。

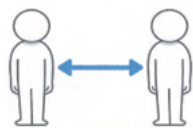
バーチャルオンリー型組合総会／理事会	ハイブリッド型バーチャル組合総会／理事会
<p>物理的な場所を定めことなく、組合員や理事等がインターネット等の手段を用いて、法律上の「出席」をする総会／理事会のこと。</p> <p>※今回の改正で実施可能になりました</p>	<p>物理的な場所を定めるとともに、当該場所に在所しない組合員や理事等が、インターネット等の手段を用いて法律上の「出席」をする総会／理事会のこと。</p>
	





## バーチャル組合総会／理事会のメリット・デメリット

### メリット



感染リスク回避



コスト削減



負担軽減



デジタル化促進



組合の活性化



### デメリット



通信状況に左右される



表情が読み取りにくい



権限の行使方法の検討



メリットとデメリット  
を把握したうえで取り  
入れましょう！



### 【メリット】

#### ●感染リスク回避

会場に集合せず3密の状況を作らないことで、新型コロナウイルス感染防止対策となる。

#### ●コスト削減

会場借料や印刷費、飲料代等のコスト削減につながる。

#### ●負担軽減

事務局による会場手配や資料印刷等、開催へ向けた準備作業の負担軽減となる。

#### ●デジタル化促進

組合や組合員企業のデジタル化促進に寄与することができる。

#### ●組合の活性化

これまで出席を見合わせていた遠隔地の組合員等が出席可能となることにより、活発な議論や審議、組合員の当事者意識の向上につながる。

### 【デメリット】

#### ●通信状況に左右される

通信障害が発生した場合、適切な総会／理事会運営が行えない可能性がある。事前の通信テスト等の障害防止策や実際に障害が発生した場合の対応策、事前のルール等を定めておく必要がある。

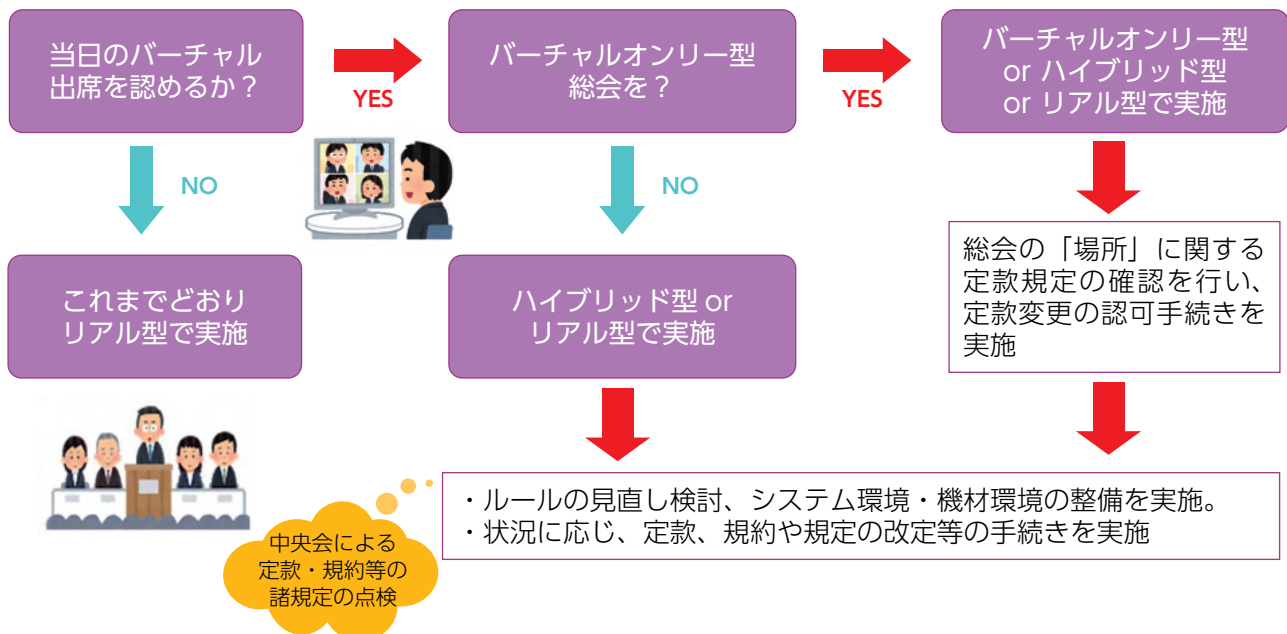
#### ●表情が読み取りにくい

画面を通すことにより、表情が読み取りにくくなることで、実際に対面するよりも円滑なコミュニケーションが取りづらくなる。

#### ●権限の行使方法の検討

組合員／理事が適法に議決権・選挙権等の権限を行使できるような運営方法を検討、整備する必要がある。(詳しくは中央会担当指導員にお問い合わせください)

## 制度改正の対応が必要かを確認するためのフロー図



### 【見直しが必要な事項の例】

対応項目	対応内容（概要）
通信障害対策	・通信障害を発生させないための対策、生じた際の対応
情報セキュリティ対策	・情報セキュリティリスクを発生させないための対策
組合・組合員等の出席環境整備	・当事者のシステム環境、機材環境、通信環境の整備
組合・組合員等への情報提供	・当事者への十分な情報提供、周知
システム・サービスの選択	・適法開催に必要なシステム・サービスの選択・申込等
権利・行為制限ルールの設定	・総会において組合員の権利や行為に制限を加える場合の対応
開催形態（場所の有無）の決定プロセス	・開催形態の決定は理事会で実施するが、そのプロセスをより明確化したい場合の対応
招集手続	・招集通知の内容（ID/PW/URL の提供方法等） ・招集スケジュールの検討・事前登録制への対応
本人確認方法	・ID/PW/URL の提供方法と連動した受付方法 ・画面表示 ・なりすまし対策 ・出席者数のカウント方法
円滑な議事運営	・議長の選任方法 ・情報共有方法 ・運営方法 ・質問方法 ・通信障害が生じた際の対応
議決権行使方法	・定足数・議決権数の確認 ・審査・採決・カウント方法
選挙制（選挙権の行使）	・無記名投票を担保する方法 ・指名推選の実施方法
選任制（議決権の行使）	・選任制の採用 ・賛否確認の取扱いへの対応
役員による説明義務等への対応	・説明を求められた際の対応手順 ・監事による意見陳述、調査結果報告への対応
総会の議事録	・バーチャルオンリー型総会を開催する場合の対応

※検討・整備の対象となる規定や内容については組合によって異なりますので、どのような総会運営を行いたいかを組合内で協議してください。



## 定款参考例の改訂について

今回の制度改正に伴って「中小企業組合定款参考例」の改訂が行われました。今回の改訂では、従来の機関運営方式にバーチャルオンリー型組合総会及び理事会という**新たな選択肢が追加されたもの**であって、必ずしもすべての組合が導入しなければならないものではありません。

定款自治の下、自律的に活動する組合が、社会的な変化を踏まえて実状に応じた適切な規定を設けるための参考にしてください。

### バーチャルオンリー型組合総会及び理事会を開催可能にするための規定追加

定款に総会又は理事会の「場所」に関する規定を置いている組合がほとんどなので、バーチャルオンリー型組合総会又は理事会を開催するためには当該定款を変更する必要があります。まず、「総会の招集手続」を規定する条文に「場所」を定め**ない総会の規定を追加**します。併せて、「総会・理事会の議事録」を規定する条文に「場所」を定め**ない総会・理事会の規定を追加**します。

#### ① 「場所」を定め**ない**バーチャルオンリー型組合総会の導入

変更後	変更前
<p>(総会招集の手続)</p> <p>第〇条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び<b>場所（当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席するために必要な事項を含む。）</b>を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告書を併せて提供するものとする。</p>	<p>(総会招集の手続)</p> <p>第〇条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び<b>場所</b>を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告書を併せて提供するものとする。</p>

#### ② バーチャルオンリー型組合総会を開催した場合の議事録記載事項の変更

変更後	変更前
<p>(総会の議事録)</p> <p>第〇条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。</p> <p>2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 招集年月日</p> <p>(2) 開催日時及び<b>場所（総会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（総会の場所を定めなかった場合に限る。）</b></p>	<p>(総会の議事録)</p> <p>第〇条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。</p> <p>2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 招集年月日</p> <p>(2) 開催日時及び<b>場所</b></p>



## ③バーチャルオンリー型組合理事会を開催した場合の議事録記載事項の変更

変更後	変更前
(理事会の議長及び議事録) 第53条 理事会においては、理事長がその議長となる。 3 前号の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 招集年月日 (2) 開催日時及び <u>場所（理事会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（理事会の場所を定めなかった場合に限る。）</u>	(理事会の議長及び議事録) 第53条 理事会においては、理事長がその議長となる。 3 前号の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 招集年月日 (2) 開催日時及び <u>場所</u>

## 代理権又は緊急議案手続きの制限に関する対応

バーチャル出席組合員に対する代理権又は緊急議案手続きを制限する場合には、定款にその旨を追加します。リアル出席者への委任のみに制限する組合においては、「書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使」を規定する条文に代理人の範囲を定める旨を追加してください。また、緊急議案の手続き制限については「緊急議案」を規定する条文に緊急議案の手続を制限する旨を追加してください。

## 招集通知・議事録の記載方法について

バーチャル組合総会／理事会を開催する場合の招集通知や議事録の記載例（関係部分のみ抜粋）を以下に示します。

### 総会

#### (1) 通常総会の招集通知

##### 第〇回通常総会開催について

このたび下記により第〇回通常総会を開催いたしますので、ぜひご出席くださいますようご通知申し上げます。

本総会への出席方法におきましては、当日、会場にご来場いただくほか、会場にご来場いただけない場合、Web 会議システムを活用した「バーチャル出席」の方法により総会に出席いただくことが可能です。

なお、当日いずれの方法でも出席できない場合、定款第〇条の規定により、下記事項につき代理人または書面をもって議決権を行使することが可能です。同封の権利行使通知書（出席通知書、委任状用紙、事前権利行使書）に必要事項をご記入、ご捺印の上、〇〇月△△日までに到着するよう郵送又は直接、組合宛にご提出ください。

ただし、委任状に限り、会場では総会当日に代理人が持参されても結構ですが、バーチャル出席では円滑な議事運営に支障があるため当日持参の取扱いはできかねますのでご容赦ください。



1. 開催日時 ○○年○○月○○日 ○○時より
2. 開催場所等 会場：○○【※1】  
Web 会議システム：下記4. 参照
3. 議案 第○号議案 ○○
4. バーチャル出席に関する留意事項【※2】  
◎バーチャル出席における出席方法について  
◎その他行為制限

- ※1 バーチャルオンリー型組合総会の場合の記載例は以下のとおり  
2. 開催方法 Web 会議システムによる
- ※2 バーチャル出席の出席方法やバーチャル出席時の行為制限などの注意事項については、別紙等で周知を行ってください。

## (2) 通常総会の議事録

### 第○回通常総会議事録

1. 招集年月日 ○○年○○月○○日
2. 開催日時及び場所【※1】
  - (1) 開催日時 ○○年○○月○○日 午前（午後）○○時○○分
  - (2) 開催場所 ○○
3. 組合員数及び出席者数並びに出席方法
  - (1) 組合員総数 ○人
  - (2) 出席組合員数 ○人  
本人出席：○人（うち、Web 出席：○人）  
委任状出席：○人  
書面出席：○人
4. 理事の数、出席理事の数並びにその出席方法及び氏名
  - (1) 理事総数 ○人
  - (2) 出席理事数 ○人  
本人出席：○人（うち、Web 出席：○人）
  - (3) 出席理事氏名 ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○……
5. 監事の数、出席監事の数並びにその出席方法及び氏名
  - (1) 監事総数 ○人
  - (2) 出席監事数 本人出席：○人（うち、Web 出席：○人）
  - (3) 出席監事氏名 ○○○○ ○○○○……
6. 議長の氏名 ○○○○
7. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 ○○○○
8. 議事の経過の要領及び議案別議決の結果  
定刻に至り、(氏名) が司会者となり、組合員総数及び出席者数を報告、定款規定の定足数を満たしており、本総会の成立を宣した。

また、本総会において、一部の組合員が当組合指定のウェブサイトログインする方法で参加しているところ、関連するシステムが特段の支障なく稼働していることが確認された。

～中略～

以上で、すべての議案等の審議を終了し、〇〇時〇〇分に閉会した。

※1 バーチャルオンリー型組合総会の場合の記載例は以下のとおり

2. 開催日時及び方法

- (1) 開催日時 〇〇年〇〇月〇〇日 午前（午後）〇〇時〇〇分
- (2) 開催方法 Web 会議システムによる

## 理事会

(1) 理事会の議事録

第〇回理事会議事録

- 1. 招集年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 2. 開催日時及び場所【※1】
  - (1) 開催日時 〇〇年〇〇月〇〇日 午前（午後）〇〇時〇〇分
  - (2) 開催場所 〇〇
- 3. 理事の数、出席者理事の数並びに出席方法及び氏名
  - (1) 理事総数 〇人
  - (2) 出席理事数 〇人 本人出席：〇人（うち、Web 出席：〇人）  
書面出席：〇人
  - (3) 出席理事氏名 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇……
- 4. 監事の数、出席監事の数並びにその出席方法及び氏名
  - (1) 監事総数 〇人
  - (2) 出席監事数 〇人 本人出席：〇人（うち、Web 出席：〇人）
  - (3) 出席監事氏名 〇〇〇〇 〇〇〇〇……
- 5. 議長の氏名 〇〇〇〇
- 6. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名 〇〇〇〇
- 7. 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

理事の出席状況が確認され、定款の規定により理事長〇〇〇〇が議長に就任し、本理事会は Web 会議システムを活用して開催する旨宣言した。

本組合が利用する Web テレビ会議システムは、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることが確認され、議案の審議に入った。

第1号議案 第〇回通常総会の開催日時及び場所について【※2】

総会の開催日時及び場所について、〇〇専務理事より説明があった。さらに、今回は Web 会議方式によるバーチャル出席を認める総会とすることとし、総会招集通知案及びバーチャル出席案内書案が示された。

議事運営に支障があるため当日持参の取扱いはできかねますのでご容赦ください。





第2号議案 第〇回通常総会の議案について  
(以下略)

以上により、本日のWeb会議システムを用いた理事会は、終始異状なく議案の全部の審議を終了したので、議長は午前(午後)〇時〇分閉会を宣した。

本理事会の議事の審議要領及びその結果を明確ならしめるため、本議事録を作成し、出席理事は、次に記名押印する。

〇〇年〇月〇日

〇〇協同組合

議長理事	〇〇〇〇	印
出席理事	〇〇〇〇	印
出席理事	〇〇〇〇	印
出席理事	〇〇〇〇	印
出席監事	〇〇〇〇	印

※1 招集通知に示した場合は、その場所や議長の存する場所等を記載すること。

また、バーチャルオンリー型組合理事会の場合の記載例は以下のとおり

2. 開催日時及び方法

(1) 開催日時 〇〇年〇〇月〇〇日 午前(午後) 〇〇時〇〇分

(2) 開催方法 Web会議システムによる

※2 バーチャルオンリー型組合総会の開催を決定する場合の記載例は以下のとおり

第1号議案 第〇回通常総会の開催日時及び方法について

総会の開催日時及び開催方法について、〇〇より説明があった。

さらに今回はWeb会議方式によるバーチャルオンリー型組合総会とすることとし、総会招集通知案及びバーチャル出席案内書案が示された。

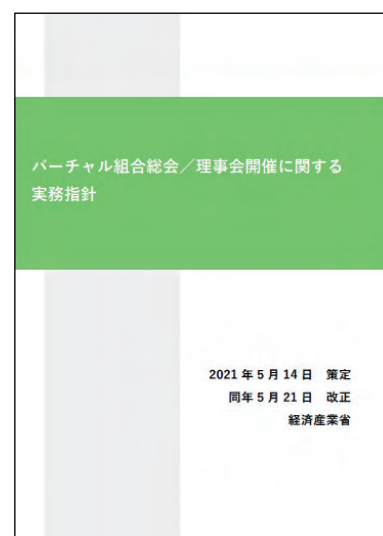
議長が議場に諮ったところ、全員の理事が賛成し可決決定した。

## 参考資料・ホームページ等

経済産業省は、法的・実務的に最低限留意すべき事項や、法的・実務的な論点に対する具体的対応策を示した『バーチャル組合総会/理事会開催に関する実務方針』を策定しています。この『実務方針』は経済産業省のホームページからダウンロードが可能です。

なお、ダウンロード等を行う際は改定日を確認し、最新のデータを取り込むようご注意ください。

(経済産業省ホームページ <https://www.meti.go.jp/>)



## 安全・安心でクリーンな『かごしま茶』 のさらなる普及を目指して



理事長 澤田 了三 氏

### 鹿児島県茶商業協同組合

@K.P.V.B

鹿児島県茶商業協同組合は、かごしま茶の生産者と消費者をつなぐ、販売・普及の役割を担っていますが、令和元年度の鹿児島県茶産出額が初めて全国1位となり（令和3年3月農林水産省発表）、「かごしま茶」への注目が集まっています。

今回、同組合の澤田理事長に組合の活動についてお話を伺いました。

#### ■ 組合設立の背景と組合事業について

当組合は、昭和27年4月に前身である鹿児島県茶協同組合が誕生し、改組を経て、昭和48年5月に鹿児島県茶商業協同組合として設立されました。現在の組合員は鹿児島県内の29社です。

主な事業は、鹿児島県茶市場に上場された茶を入札・加工し、県外を中心に共同販売を行っています。特に、消費者に信頼される安全・安心でクリーンな「かごしま茶」として、国内外でのブランド浸透を図っています。





## ■かごしま茶について

鹿児島は日本で一番早い新茶「走り新茶」を収穫できることで有名です。また、他県では二番茶までの摘採が通常ですが、本県では温暖な気候条件を活かして四番茶や秋番茶まで生産しています。特に、南国特有のさわやかな香りとコクが評価を得ているほか、淹れたお茶の色は濃く、深みがありきれいです。

鹿児島で摘採されるお茶の中でも（公社）鹿児島県茶業会議所が定める要領による審査に合格した仕上げ茶にのみに与えられるのが「かごしま標章茶」です。さらに、かごしま標章茶の中から厳しい審査を経て、「かごしまブランド」のお茶が指定されます。かごしま茶を手にする際は、規格に合格した証であるシンボルマークを確認してみてください。



かごしま標章茶のシンボルマーク

## ■販売量増加やブランド力向上のための活動

### ○販売会

例年、東京・静岡・京都・福岡の4会場で組合員企業から複数名が参加し、各地の茶商や販売店と商談を行っています。その他、京都や九州管内から茶商を鹿児島に招いて同様の販売会を実施しています。

近年は、海外でも緑茶の味や効能が注目されています。海外へのかごしま茶の販路拡大を図るため、海外のバイヤーや小売店等との商談会も開催しています。



海外の事業者向け商談会の様子

### ○イベント

当組合では（公社）鹿児島県茶業会議所と協力し、春の新茶まつり、秋のお茶一杯の日キャンペーン等のイベントを共催しています。当日は、各組合員企業のブースを設置し、販売やPR活動を行っています。かごしま茶の良さを伝えられる貴重な機会です。

現在は新型コロナウイルスの影響で開催を見合わせていますが、イベントが再開した際には是非お越しください。



春の新茶まつりの様子

### ○お茶とのふれあい事業

当組合の青年部組織である茶業青年団が、日本茶インストラクター協会・生産協会茶業青年の会との共催で、「美味しいお茶の淹れ方教室」を県内200校以上の小学5～6年生を対象に実施しています（令和2年度実績 小学校242校 受講児童10,413名）。

お茶にふれあうことで、若い世代にかごしま茶のファンになってもらいたいです。



美味しいお茶の淹れ方教室の様子

## ■組合員の交流・資質向上

### ○茶業者合同運動会

毎年10月第4土曜日に、本組合が中心となって茶業関係者約500名が参加する運動会を開催しています。この運動会は昭和30年代から続いている歴史のある大会です。

当日は、子どもから大人まで参加できる様々なプログラムが用意されており、組合員同士の交流が深まる一日となります。また、永年勤続者表彰も同時に実施し、組合や組合員企業の発展に貢献されていらっしゃる方々に感謝を伝えています。



茶業者合同運動会の様子

現在は新型コロナウイルスの影響を考慮し、見合わせていますが、また組合員で運動会を開催できる日を楽しみにしています。

### ○研修会

組合員向けに、欠陥茶の見分け方や新品種の説明会、各種法改正や補助事業の案内等の研修会を開催し、資質向上に努めています。

組合員の資質向上を行うと同時に、研修会を通じて組合員同士で情報交換も行っています。情報交換を行うことは非常に有益で、かごしま茶を普及していくために不可欠であると考えています。

## ■新型コロナウイルス対策を活用した普及活動

新型コロナウイルスの影響で消費が落ち込み、大量の在庫が余ってしまいました。そこで、農林水産省の新型コロナウイルス対策の一つである「茶販売促進緊急対策事業」を活用することにしました。

令和2年8月19日、鹿児島県社会福祉協議会に組合員企業の仕上げ茶をブレンドし製造したかごしま茶8トン（ティーバッグ160万個）を寄贈しました。

寄贈したお茶は、県内43市町村の社会福祉協議会に配分され、鹿児島県民のみなさまに飲んでいただきました。大変ご好評いただき、かごしま茶の良さを地元のみなさまに伝える機会となりました。



贈呈式の様子



組合員の仕上げ茶をブレンドし、製造されたティーバッグ





## ■今後の展望

新型コロナウイルスの影響を受ける中、ホームページでのネット販売に力を入れて、新しい客層の開拓を図れました。

しかし、お茶を販売・普及するためには「試飲」を通して実際の味や風味を楽しんでいただきたいとの想いがあります。一刻も早く新型コロナウイルスの影響が終息し、販売会やイベント等を通じて、実際にお茶を飲んでいただけることを願っています。

これからは、鹿児島県の特産品とのコラボレーションや、生産者との新品种開発等などにも力を入れていきたいと考えています。

今後も組合活動を通してより結束し、安全・安心でクリーンな「かごしま茶」の販売・普及に努めて参ります。



作り手と売手が出共同した新品种開発についてのセミナー  
(枕崎新品种「せいめい」)



「さつまみどり」をはじめとした組合商品

鹿児島県茶商業協同組合			
代表者	代表理事 澤田 了三		
設立年月日	昭和48年5月(創立:昭和27年4月)	組合員数	29人
所在地	鹿児島県鹿児島市南栄3-11-28		
主な事業	共同販売事業、共同購入事業、教育情報提供事業、福利厚生事業		
電話	099-268-6181		
ホームページ	<a href="http://www.kagoshima-chasyo.or.jp/">http://www.kagoshima-chasyo.or.jp/</a>		

取材

私もお茶が大好きで、テレビを見ながらお茶を飲み、リラックスできるひと時を感じています。

後記

この記事を読まれた後は、急須で淹れた美味しいかごしま茶で一息ついてみてはいかがでしょうか。

元気を出そう!

がんばれ  
中小企業



## 水溜食品 株式会社

“皆と共に歩んだ80年”  
創業80周年で世代交代へ



代表取締役社長  
水溜 政典 氏

水溜食品株式会社は南さつま市金峰町に本社を構え、今年で創業80周年を迎えます。

食の多様化による漬物消費量は年々減少傾向にあり、“漬物は食卓の副菜”というイメージを変えていこうと、積極的な商品開発に取り組んでいらっしゃる、代表取締役社長の水溜政典氏にお話を伺いました。

### ■創業80周年を迎えて

当社は、私の祖父である水溜政吉が、金峰町で水溜商店として昭和16年に創業し、現在に至っています。

創業当初より、ここ金峰町で事業を行い、地元の方々の支えをいただきながら、今年で創業80周年を迎えることができました。

金峰町で80年もの間、事業が継続できたことは、地域の方々や漬物の原材料を生産してくださる契約農家の方々のおかげです。



永年愛される寒干したくあん





## ■新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年3月から人の移動が大幅に制限されたことなどから、日用品用は大きな減少は見られませんでした。お土産用、業務用の売上比率が高い漬物製造業者の方は、大変厳しい環境に直面されていると思います。

当社でも、お土産用や業務用の売上減少は大きな影響を受けていますが、もともと、スーパー等への卸比率が高いこと、巣ごもり需要の上昇等により、厳しいながらも、一定の売上高をなんとか確保できています。

## ■海外への輸出

当社は、アメリカにある日系スーパー大手の「ニジヤ」、「ミツワ」、「マルカイ」の3社へ、年間1,000万円程度の輸出を行っています。

輸出を行うにあたり「アメリカ食品医薬品局（FDA）」の衛生面や職場環境の調査を受けました。

アメリカでの消費に供する食品が同法の要件を満たしているかどうかを判定するために必要な調査ですが、現地の方が来鹿され、2日間にわたる検査の結果、なんとか合格できたことで、コンスタントな輸出量を確保できています。

また、クリーンルームを完成させ、トレーサビリティとポジティブリストを明確に、安心、安全、美味しさを追い求めています。



作業前には、手洗い、エアシャワーで隅々まで埃を落とす



生産ライン



マイナス1℃の低温熟成貯蔵庫

## ■契約農家との絆

たくあんの原料となる大根は地中に向かって伸びる白首大根で、一般的な青首大根（地中と地上に伸びる品種で、地上に伸びた部分が青色になる）とは品種が異なります。

契約農家の方々が、この白首大根を原料に12月から2月までの間、2週間干し揚げる工程を繰り返すことで、たくあんに適した寒干し大根となります。穎娃町、知覧町は、白首大根の生産に適した土壌であることと、寒風が吹き、雨量も少ないため、食感がよく、食物繊維が豊富な寒干し大根ができるのです。

また、高菜は吹上町の契約農家から仕入れており、年3回の勉強会を開催するなど永年の付き合いとなっています。

しかし、契約農家の高齢化が進み、新規参加者が少ない現状が続いています。当社が日本全国の方々に、良質な漬物を提供するためには、契約農家の方々が少しでも長く生産できるようにすることや、高齢化問題の解決、若い方が新規参加しやすくするような努力が必要であると感じています。

当社は、寒干し大根や高菜を使った商品が多いので、契約農家の存続が必要不可欠です。そのため、換金作物は仕入価格が下がっていますが、契約農家を守るために3年前から仕入価格を値上げしました。

## ■イメージを払拭する新商品

漬物の消費量は減少傾向にあり、事業を永く行うためには「変化」していかななくてはならないと考えています。

そのため、漬物をお酒のおつまみや、珍味として楽しんでいただけるように、「ぼり×2」を開発しました。中身を小分けにした、食べきりサイズの漬物で、従来の一本ものの大根の漬物とは一味違った商品となっています。この商品は、漬物コーナーではなく、珍味コーナーに陳列され、徐々に売上も増加しています。また、「醤油味」、「梅酢味」、「山椒味」、「燻製」と4つの味を用意したことで、消費者の満足度は向上していると感じています。また、鹿児島県産のごぼうを使用した「ごぼう酢てっくす」も大好評です。

今後も、おいしい商品を世に送り出す努力を続けます。



12月～2月にかけて天日干しされる大根



「ぼり×2」と「ごぼう酢てっくす」





## ■ 次の世代への引継ぎ

私が父から事業を引継いだのは20年前の創業60周年の時でした。今年は80周年の節目の年であり、今年度中には息子に事業を継承しようと思っています。

現在、常務取締役である長男は、経営の舵取りの一翼を担うことで経験を積ませています。事業継承は、金銭的にも時間的にも次の世代へ負担にならないよう徐々に準備を進めています。

20年間、経営者として事業に邁進してきましたが、経営者は、従業員の家族にも目を配らなければなりません。会社運営を適正に行うことで、従業員の私生活や職場環境を豊かにしたいという気持ちを忘れずに、次の世代にも引継いで欲しいと思っています。

契約農家、従業員への感謝の気持ちを常に持ち、皆様に美味しい漬物を提供していこうと思います。



取材  
後記

飽食の中で、生産量が減少傾向にある漬物業界で、水溜食品はお酒のおつまみ・珍味として販売し、売上を伸ばしています。

「ぼり×2」の燻製味を試食しましたが、醤油の香ばしい味の後、燻製の上品な香りが鼻に抜け、ビール、日本酒、洋酒と何にでも相性のいいおつまみだと感じました。お酒を飲めない方でも、珍味として召し上がってみてください。

## “在籍型出向”の活用について学ぶ ～連携強化（労働環境整備）研究会を開催～

8月6日（金）、鹿児島市の「鹿児島サンロイヤルホテル」において、連携強化（労働環境整備）研究会を開催しました。

研究会では、公益財団法人産業雇用安定センター鹿児島事務所を講師に「在籍型出向の活用～コロナ禍での雇用を守る！～」と題し、講演が行われました。



研究会の様子

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することです。講師は、「新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、事業の一時的な縮小などで雇用過剰を抱える企業が、人手不足などの企業との間で在籍型出向を活用し、従業員の雇用維持を図る取り組みがみられている。また、在籍型出向を導入することで受けられる産業雇用安定助成金についても活用して欲しい。」と述べ、在籍型出向のしくみや取り組み事例について説明しました。なお、当日は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、Zoomによるリアルタイム配信も行いました。

## 組合トピックス

### 異業種の事業者がコスト削減を目指し組織化 ～協同組合トレードウィンが設立～

協同組合トレードウィン（設立発起人代表 株式会社ネクステージ代表取締役 福山浩光氏）が7月14日に設立されました。

同組合は、鹿児島県内の4事業者による組織化で、共通して必要とする事務用品や燃料などの共同購買により、組合員のコスト削減に貢献することを主な目的としています。また、将来は外国人技能実習生受入事業の実施を視野に入れています。

初代理事長に選任された領家隆雄氏（株式会社ネクステージ 専務取締役）は、「新型コロナウイルスによる影響は、中小企業単体では対応し難いものも多い。そういった状況を打破するべく、相互扶助の精神に沿って組合運営を行っていきたい。」と抱負を述べました。



発起人関係者の皆様  
(左から3人目が領家理事長)





寄稿

# 中小企業におけるデジタルトランスフォーメーションの活用

有限会社インテリジェントパーク代表取締役  
(一社) AI・IoT普及推進協会 (AIPA) 九州支部支部長

荒添 美穂



## 知って得する「DX」～非対面の販売と業務

話題のDX（デジタルトランスフォーメーション）が、どう経営に役に立つのかを4回シリーズで、お伝えする2回目は、非対面の販売と業務について考えてみます。

対面し、言葉と表情を交わすことは、人間関係やビジネスの構築・維持の基本的な重要事項ですが、コロナ禍により対面が制限されたことや労働生産性向上への取り組みから、IT導入補助金等の補助策で、非対面・非接触のビジネスツールが強く推奨されています。しかし、現状は「うちには関係ない」「効果が見えない」「どうしたら良いかわからない」という方がほとんどではないでしょうか。

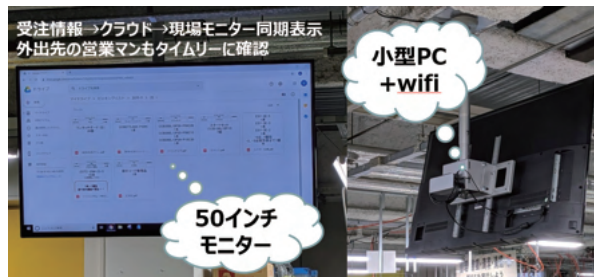
今回は、ビジネスシーンごとに、どんな方策があるのか、身近な事例をご紹介しますので、DXに取り組むきっかけにいただければ幸いです。

### (1) 「小売店の決済」

セルフレジやキャッシュレス決済がコンビニや有名メーカー自販機で導入されたこともあり、高齢者を含めた一般市場は、急速に非接触決済に慣れつつあります。スマレジもセルフレジ対応、他の安価なレジも追随必至です。売る側は、買う側の変化へ適合し、労働生産性向上とコロナ対策強化を検討してみてください。

### (2) 「業務進捗情報の共有」

受注～仕入 or 製造～出荷業務の中で、担当営業は進捗具合が分からず、何度も電話などで問合せをしていたという、H製作所事例（AIPA テキストより）では、



10万円のモニターと無料のGoogleドライブ共有領域活用で、倉庫内では全員が一目で、また外出先からでもGoogleドライブアプリから、進捗確認ができるようになりました。

工程や要員配置の管理などをExcelで行っている企業であれば、格納場所をクラウド上に置き、閲覧許可を工夫するだけで、一気に社内の情報共有レベルは向上します。また取引先やお客様との情報共有にも使えます。

### (3) 「散在する店舗や工事現場の管理」

文章での報告にかえて、動画や画像での状況報告が簡単にできるようになりました。



スマホで360度回転の現場動画や写真に報告コメントを添えてみることから始め、慣れたら管理アプリを探してみる、AIの画像分析導入検討へ進むといった、気楽にだんだんと進められるのが、DX化の特徴です。

### (4) 「提案、見積書類管理」

文脈から要旨を取るBERTというGoogle開発の自然言語処理機能のおかげで、各種書類は、ExcelやPDF保存すれば、その全文から検索することができるようなアプリが登場しています。曖昧で複雑な「話し言葉」から要旨を取って検索する、文書中の日付や件名を自動分類認知してくれるなど、なかなかの優れものです。似たケースを探すのに時間をかけることはなくなっていくでしょう。

現在は有料ソフトが主流ですが、全文検索のフリー（無料）ソフトの登場など、コスパの高いものの登場に、乞うご期待です。

### (5) 「受注処理」

FAX、電話、メールなど様々なツールから受けた受注情報をまとめる、という手続きは、面倒で人手がかかり、間違いも起こりやすい業務です。



例えば無料のGoogleフォーム（Excel形式で自動蓄積）を用意し、お客様にスマホやPCから受注情報を入力していただく方法があります。取り組んでいただけるお客様から順次、データ連携を定着していきます。

問合わせや相談も、お客様と気楽さを感じるSNSやグループウェアで繋がれたなら、実対面にはない親密印象と利便性を得られるかも知れません。

次回は、「処理の自動化」について書きたいと思います。  
(次回は11月号に掲載)

## テーマ

### 第78回 「行方不明組合員の出資金整理」について

組合員が行方不明になりました。組合としては、当該組合員の出資を整理したいのですが、どのような処理をするのが適当でしょうか。



#### はい！お答えします！

組合員が行方不明になったとしても、第三者からみてそれが明らかであることを証明する必要があります。

具体的には、当該組合員の届け出た住所宛に、組合員資格を保有すること（事業継続をしていることがわかる書類等）を報告するよう内容証明郵便等を送付して下さい。この際、届出済の住所以外を承知している場合には届出済以外の住所にも送付することが適当です。

内容証明郵便等が返送されてきた場合には、当該住所で事業を営んでいないことの証明となりますが、その際でも、即時に組合員資格を奪うのではなく、一定期間経過後に再度内容証明郵便を送付するなどして、組合として組合員の所在確認に努めたことがわかるようにしておくことが必要です。

複数回の確認の後、連絡がつかない場合には、法定脱退として処理し、年度末に出資金を未払い持ち分に振り替え、持分払戻請求権の時効が成立する2年後に雑収入等に振り替えるのが適当と考えられます。



行方不明等の場合には組合も面倒な手続きを強いられるので、日頃から、組合員の報告義務や脱退届等について理解してもらうことが大事だぶ～



## 中小企業組合士試験問題にチャレンジ！



次の文章は、中小企業組合について述べたものである。設問1～4までの文中の□A～□Dに入る最も適切な語句を語群①～③の中から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

### 設問1

役員は、必要常置の機関であり、常に定款に定めた定数を充足すべきであるが、欠員が生ずることもある。この場合、組合運営上は早急に補充することが望ましいが、法律は役員の数数の□Aを超える欠員が生じた場合に、3ヶ月以内の補充義務を規定している。

語群：① 2分の1 ② 3分の1 ③ 4分の1

### 設問2

組合は定款に定めれば、理事会決議の目的事項の提案に対して、□Bが書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。

語群：① 理事の過半数 ② 理事の3分の2 ③ 理事全員

### 設問3

自己契約とは、理事が自己又は第三者のために組合と契約することをいう。この場合、重要な事実を開示して□Cの承認を受けなければならない。理事がその地位を利用して組合に不利な取引により損害を与えることを防止するための規定である。

語群：① 理事長 ② 理事会 ③ 総会

### 設問4

組合の議決事項には法律の定めによる法定議決事項と、定款の規定による任意議決事項とがある。法定議決事項には決算関係書類の承認等のような出席者の過半数で決する普通議決事項と□D等の重要事項を3分の2以上で決する特別議決事項とがある。

語群：① 定款変更 ② 決算関係書類の承認 ③ 借入金残高の最高限度

## 令和3年6月 情報連絡員報告

令和3年6月期における鹿児島県内45組合（傘下組合員数4,160社）の景況は次のとおり。

### 【前月比】

「売上高」が7ポイント悪化し、「業界の景況」「収益状況」はほぼ横ばいに推移した。「販売価格」は過去2年間で最も高い水準となっており、鯉節の原料や鉄鋼材料、木材、石油など仕入価格の高騰が販売価格に転嫁しているものと考えられる。

ワクチン接種等で、人の流れが活性化することに期待する声が上がった。

### 【DI 値 前月比】

	前月	今月	比較結果
	令和3年5月	令和3年6月	
業界の景況	-17	-16	➡
売上高	-6	-13	⬇
在庫数量	-13	-8	↗
販売価格	0	3	➡
取引条件	-8	-10	⬇
収益状況	-13	-14	⬇
資金繰り	-11	-7	➡
設備操業度	-3	-3	➡
雇用人員	-10	-8	➡

### 【前年同月比】

「業界の景況」「売上高」「収益状況」「資金繰り」が大きく改善した。昨年の水準が低かったため、前年比では回復しているものの、一昨年対比では悪化とする声が多い。

一方、建設業からは、感染症対策の財源確保による、公共工事費の減少を懸念する声が上がっており、感染症の影響がより広範囲に及んでいることが伺える。

### 【DI 値 前年同月比】

	前年	今月	比較結果
	令和2年6月	令和3年6月	
業界の景況	-30	-16	↑
売上高	-31	-13	↑
在庫数量	-14	-8	↗
販売価格	-6	3	↗
取引条件	-12	-10	➡
収益状況	-27	-14	↑
資金繰り	-22	-7	↑
設備操業度	-12	-3	↗
雇用人員	-8	-8	➡

※比較結果(数値の範囲) ↑ = +10以上   ↗ = +5 ~ +9   ➡ = 0 ~ +4   ⬇ = -9 ~ -1   ↓ = -10以下

DI 値とは、前月又は前年同月に比べ「好転・増加」したとする回答数から「悪化・減少」したとする回答数を差し引いた値です。

## 製 造 業

### 食料品（味噌醤油製造業）

新型コロナウイルスの感染状況は変わらず、時短営業や自粛をしている飲食店が多い。そのような中、味噌醤油等の売上は、昨年に比べると改善の兆しが見えてきたようである。しかし、**一昨年に比べるとまだ9割程度の回復**にとどまっており、原材料や運賃等の値上げが経営を圧迫する中、先々の市況が大変気掛りである。

### 食料品（酒類製造業）

新型コロナウイルス感染症、さつまいもの基腐病の影響がある。

(令和3年6月分データ) (単位: k0・%)

区 分	R2.6	R3.6	前年同月比	
製成数量	6,022.3	5,882.8	97.7%	
移出数量	県内課税	3,119.7	3,127.9	100.3%
	県外課税	4,325.9	4,265.8	98.6%
	県外未納税	1,565.1	1,772.4	113.2%
在庫数量	216,182.4	196,702.4	91.0%	

### 食料品（漬物製造業）

前年好調だった**スーパー、生協向けの売上が低下**している。土産品等は相変わらずであるため、総体的に良くない。

### 食料品（蒲鉾製造業）

都市部の緊急事態宣言・蔓延防止等により、他県からの往来が無く、空港・JR等の土産品の売上が非常に悪い。昨年は更に悪かったため、前年比150%、一昨年比75%で推移した。県内デパート等は5%アップだが、県外への納品が激減しているため、**全体では前年比90%**となった。ワクチン接種が進み、一日でも早い終息を願うばかりである。原材料のスケソウダラすり身は、10%値上げで、輸入品にも値上げが見られる。業界では、贈答用の木箱等に影響が出ている。組合員では無いが、主に駅・空港・デパート等に出店していた同業者が一社倒産した。

### 食料品（鯉節製造業）

6月も消費が伸びず、世の中の生活スタイルが変化し、飲食店の時短営業が響いている。国内の海まき船漁がうすく、浜値が高くなり、**売値は多少上げられたが、浜値高感**がある。また、仕上節原料(4.5kgサイズ)が極端に少なく、製品が生産できない。サバ節関係は多少浜値も落ち着いた。来年度のベトナム実習生の面接が延期になっている。早急に実施したい所ではあるが、



ベトナムも感染者数が増加し、リモート面接も出来ない状況が続いている。

#### 食料品 (菓子製造業)

「父の日」や「和菓子の日」などもあったが、**昨年同様厳しい店が多い**。観光客が少ないため、特に離島や新幹線沿線などの菓子店は、特に厳しい状況が続いている。

#### 食料品 (茶製造業)

共販実績で今年度(2~6月)の**累計売上高は、前年比113.1%、6月単月では72.6%**となった。

#### 大島繊維物製造業

奄美産地が世界遺産登録されることで、**流通から鹿児島産地ツアーの話**が出ている。

#### 本場大島繊維物製造業

**販売、検査数は微増**した。新型コロナウイルスの影響が続いているが、販売はできつつある。秋の販売会の準備を進めているところである。

#### 木材・木製品

第1四半期を終えても**木材の価格高騰**が続いている。丸太原木高が先行して製材製品が追随する市況であるが、あまりにも価格上昇のペースが早く、異常ともいえる混迷した市況の動向にある種の閉塞感さえ感じられる様相である。

#### 木材・木製品

梅雨時期の丸太は、品質が低下する事(虫害)から例年取引は低調だが、今年はウッドショックによる外材の入荷量激減と高騰に伴う国産材への代替需要により、引き合いが強く、スギ、ヒノキ丸太の平均価格はさらに値上がりし、強気配。**国産材製品も品薄状態で価格上昇**が続く中、九州のプレカット工場では、加工部材の調達が遅れ、一部では減産している。依然、原木が週単位で値上がりしており、製材業者各社とも見積に苦労している。ウッドショックによる木材価格高騰がメディアに大きく取り上げられ、今後、住宅の買い控

えが懸念される。

#### 生コン製造業

6月度の**出荷量は、105,769立米(前年比124.8%、うち官公需は50,679立米(同比131.1%)、民需は54,790立米(同比119.4%))**で官公需、民需ともに増加した。増加した地域は11地域(増加率順に甑島1870.5%、串木野407.8%、種子島250.1%)で、残り5地域が減少(減少率順に宮之城41.3%、屋久島50.6%、喜界島74.7%)した。なお、鹿児島地域は対前年比で、官公需157.9%、民需103.7%、合計123.1%となっている。

#### コンクリート製品製造業

6月度の**出荷量は、6,317トンの前年同月比113.6%**となり、出荷実績は大隅地区、奄美地区を除く全ての地区において前年同月を上回る結果となった。特に川薩地区においては、前年同月比184%となっている。受注量は、昨年度下期から前年度を下回っている状態が続いており、受注残も増えない中、今後の出荷に不安がある。

#### 鉄鋼・金属 (機械金属工業)

またボルトの手配に時間がかかるようになってきた。**材料の高騰、仕事量の減少、厳しい価格交渉**と先行きが不安である。

#### 畳製造業

畳表、畳床等の**材料代が高**なっている。

#### 印刷業

コロナ禍に翻弄される昨今である。ワクチン接種の拡大で、当地は感染拡大状況のステージが引き下げられたものの、未だ予断を許さない。九州地区の**総会や定例会も、オンラインとリアルハイブリッド形式**で7月に開催されるが、相変わらず緊張を強いられる日々が続いている。

## 非製造業

#### 総合卸売業

茶の需要低迷に加え、芋の根腐れ病の流行で肥料の販売が低調。農家は自分たちが作った種芋が根腐れの原因ではないかと疑い、県外の種芋購入にシフト。現在、種芋は奪い合いの状況。ガソリン需要は、昨対で回復基調にあるが、コロナ前水準に遠く及ばず。**燃料価格上昇**も懸念材料。外食は、昨年度テイクアウトが好調であったが、足元では競合業者が増加し、反動減が大きい。焼酎は、飲食店向けの売上が低調であるが、ウイスキー・ジンの輸出が好調。従来、米国、EUが上位であったところ、足元では上位が中国に置き換わっている。

#### 水産物卸売業

**昨年同月比で、数量108.2%、金額90.9%、単価84.0%**と、まん延防止法、コロナ感染による悪影響が直撃した形となった。次月まで影響が残るか、非常に憂慮される。7月のオリンピック・パラリンピック開催による景気動向やその後のコロナの感染状況等が懸念される。業界のみならず国にとっても正念場となるだろう。

#### 燃料小売業 (LPガス協会)

7月積み中東産の液化石油ガスはプロパンが620ドル(前月比+90ドル)、石油化学原料のブタンは620ドル(前月比+95ドル)と前月に比べ大幅に上昇した。**原油市況が2018年10月以来の高値**を記録。中国、韓国、インドの需要が堅調であるにも関わらず、サウジアラビアがLPガス供給削減を打ち出したことから需給のタイ感が強まったことが影響した。県内では、新型コロナウイルスの影響で業務用需要が依然影響を受けている。

#### 中古自動車販売業

昨年と比較すると、少し良くなったが、一昨年のレベルには届かない状況である。半導体不足による新車生産の遅れでタマ不足に陥り、**中古車の価格が高騰し、仕入が困難**である。この状況は当分続くものと考えられ、今後が懸念される。

#### 青果小売業

**売上は、昨年同月比102.8%、累計前年比104.3%**であった。例年と比べると、2週間早く梅雨入りしたことによる品質低下が予想される。梅雨入り前の天候が比較的良好であったため、野菜の生育が良く特にキャベツが安値となる。

## 農業機械小売業

昨年比で売上が増加したものの、**コロナ禍以前には届かない**。

## 石油販売業

原油は OPEC プラスの行方がまとまらず、**視界不良の原油高**が続いている。販売量は徐々に回復しつつあるものの、一昨年の状況には戻り切れない。また、粗利率も減少傾向が続き、国の施策による弱材料も加わったことで、経営環境は厳しさを増している。

## 鮮魚小売業

梅雨のため入荷は通常より少ないが、注文が無いため、不足感はなかった。飲食店の時短が解除になっても、すぐには客足が戻らず、「父の日」は刺身、寿司ネタが売れ行きの全体を押し上げたが、内食のため、**例年より落ち込んでいる**。

## 運動具小売業

今月は各地でコロナの感染者が増加しているため、来店客が減少し、日々の売上に影響している。**現金売上が減少すると、様々な支払いなどに影響する**。

## 商店街（始良市）

昨年は緊急事態宣言後の一時給付金支給で、一時的に消費が増加したが、今年度はそのような**起爆剤が無く**、相変わらず新型コロナウイルスの影響が続いている。

## 商店街（鹿児島市）

鹿児島市の中心で公共交通機関が多くある地域だが、来店に車を使う人が増えている。駐車場の拡大（有料）もあるが、コロナで公共交通機関を使わないシニア層が増えたように感じる。不要不急の外出を控えている**主力客層が来街しないと厳しく**、コロナ後に固定客が戻るのか心配する声も多い。一方、コロナ後に備え「非接触型ビジネス」の導入や、マーケティングの基本を再考している店舗もある。また、大手ほど地方都市店舗の見切りが早く、大型テナントの撤退もある。

## 商店街（鹿屋市）

夜の街は、若者は出ているが、**年輩者はほとんど出ない**。

## サービス業（旅館業 / 県内）

例年に比べ、**休館する施設が多かった**。夏季はオンシーズンであるため営業するが、オリンピックのインバウンドや国内観光が無いと思われるため、大幅な改善は難しい。

## 測量設計業

新型コロナウイルスのワクチンを接種した人がちらほら見られるようになり、消費者動向は上向いているように感じられる。**景気が上向く事を見込んで採用を積極的**にする事業者が増加しているように感じられるが、人材集めには苦労することが予想される。

## 建築設計監理業

6月の公共団体等の入札状況は、**件数で74件、契約金額で約2億円と先月より件数、金額とも増加**している。学校などの大型物件も数件見られたが、1件当たりの平均金額ではやや減少している。令和2年度の新設住宅着工戸数は令和元年度を下回っていたが、令和3年

4月の民間建築工事（非住宅を含む）、新設住宅着工戸数はいずれも前年を上回るなど、やや持ち直している状況である。

## 自動車分解整備・車体整備業

特に大きな変動もなく、**通常通りの動き**であった。ワクチン接種が加速し、更に安心できる生活を期待している。

## 電気工事業

民間工事は、コロナ禍の影響により、見積り、工事件数が少なくなっている。**官庁工事は、例年通りに推移**した。太陽光発電は、小型物件は少なくなり、大型物件も少なく、全体的に減少傾向である。

## 造園工事業

6月は、公共機関発注の街路樹等維持管理業務委託・環境整備事業・公園芝刈り業務等の契約維持管理業務等に取り掛かり、**全体的に多忙な月**であった。反面、多忙な時期は、各社の受注業務が重なるため、人員の手配が追いつかず人手不足になっている。

## 管工事業

公共工事は、新年度予算による発注が少しずつ増えてきている。民間工事はウッドショックの影響により、**今後の住宅建設の鈍化が懸念**される。

## 建設業（鹿児島市）

新型コロナウイルス感染症対策で**財源確保が厳しくなり、公共工事費の減少**が際立ってきている。もとより、建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、自然災害の最前線で活動する安全・安心の守り手である。地域の建設業が、将来にわたってその役割を果たしていくためには、経営基盤を強化し経営の安定化を図っていく必要がある。そのためにも、安定的な建設事業費の確保が必要であると考えられる。

## 建設業（南さつま市）

南薩地域（指宿市除く）の**公共工事は、対前年度同月比67%と大きく減少**しており、4月から6月までの合計でも対前年同期比58%と大きく減少している。3月末で1社組合を脱退したが、5月末に1社加入した。

## 貨物自動車運送業

県下162運送事業者の**燃料の購買動向は、前月と比較して110.31%、前年同月と比較して107.82%**に増加した。

## 運輸業（個人タクシー）

組合員の業況は、昨年来の**コロナ禍によって一昨年対比5割減の状態**が続いている。ワクチン接種が増えることによって人々の安心感が戻り、少しずつでも人の流れが活性化することに期待している。

## 運輸・倉庫業

6月は例年物量が減る中、下り荷物は少なく、運賃も下落している。コロナの影響で大人数での安全大会等が開催できないため、少人数に分けて指導を行っている。**燃料価格が高値で推移し収支を圧迫**している。



## 令和3年7月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)  
 (株)帝国データバンク 鹿児島支店

**件数 2件 負債総額 7億円**

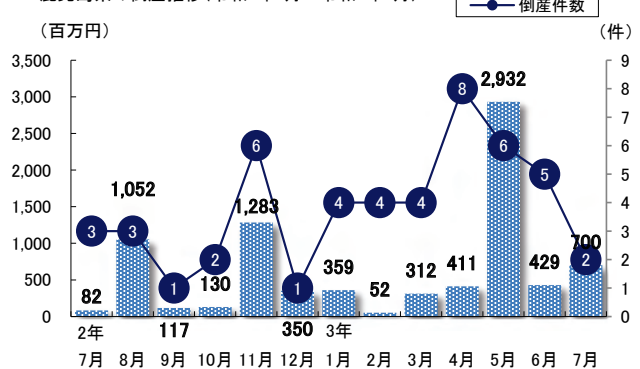
**〔件数〕 前年同月比 1件増 〔負債総額〕 前年同月比753.7%増**

### ポイント

～倒産件数は減少したが、負債総額は増加～

- ◆鹿児島県の7月の倒産件数は2件で、前月比3件減、前年同月比1件減となった。負債総額は前月比、前年同月比ともに増加し、前年同月を上回るのは3カ月ぶりで2020年に入り2回目となった。新型コロナウイルス関連倒産は(有)Kの1件で、倒産集計上では累計10件となった。
- ◆主因別では2件とも「販売不振」、負債額別では2件とも「1億円以上5億円未満」だった。
- ◆業歴別では2件とも20年以上だった。

鹿児島県の倒産推移(令和2年7月～令和3年7月)



### 【今後の見通し】

鹿児島県の7月の倒産件数は前年同月より減少したが、倒産した2件とも負債額がやや大きく、負債総額は前年同月を上回った。新型コロナウイルス関連倒産は、さつま揚げメーカーで知名度のある(有)Kの1件となり、鹿児島県内でのコロナ関連倒産は累計で10件となった。

帝国データバンクが毎月行っている「TDB 景気動向調査」によると、鹿児島県の7月の景気DIは38.6で、前月より0.5ポイント改善し、2カ月連続の改善となった。その他を除く9業界中、5業界で改善となり、通信インフラやIT関連業種の仕事が多い様子である。しかし、新型コロナウイルスの感染再拡大で人流の制限行われ、飲食や観光などの業界不振が続いているほか、ウッドショックや半導体不足などのマイナス要因を懸念する声も多く、景況感はしばらく不安定な状態が続くと思われる。

2021年7月30日に(株)九州経済研究所が発表した「県内景況」によると、「全体として回復に向

けた動きがある」との判断を示した。生産活動は電子部品関連は好調、5月の焼酎出荷量は20カ月振りに前年を上回った。畜産関連では6月の子牛の出荷頭数、価格、肉用牛(和牛)枝肉価格、ブロイラー相場(もも肉、むね肉)、鶏卵相場は前年を上回った。消費関連は5月の百貨店・スーパー販売、専量販店販売額、6月の乗用車新車販売台数は前年を上回った。観光関連は6月の主要ホテル・旅館宿泊客数は前年の反動で4カ月連続で前年を上回った。

景況感については回復の兆しがあるような数値が出ているが、7月の鹿児島県の倒産については、負債総額が前年同月を上回り、新型コロナウイルス関連倒産も1件発生した。また、ほとんどの業種で新型コロナウイルス感染拡大の影響が続いており、景況感が継続的に回復していくかどうかは今のところ不透明なことから、引き続き、倒産の発生状況は注視する必要がある。

### 令和3年7月 主な企業倒産状況(法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額(百万円)	資本金(千円)	所在地	態様	備考
(有) K	さつま揚げ製造販売	470	4,500	中薩地区	破産	新型コロナウイルス関連倒産 6月事業停止
K(有)	元・遠洋マグロ漁業	230	6,000	中薩地区	破産	2015年10月末事業停止

※主因別では、「販売不振」2件。

## 第61回 中小企業団体九州大会

日 時 令和3年9月2日(木)  
 場 所 佐賀市  
 「ホテルニューオータニ佐賀」  
 新型コロナウイルス感染防止の観点から  
 規模を大幅に縮小して開催されます。

※今回は参加募集を行いませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

## 第73回 中小企業団体全国大会

日 時 令和3年11月25日(木)  
 場 所 神奈川県横浜市  
 「パシフィコ横浜」

※2,000人規模で開催予定ですが、新型コロナウイルスの感染状況等により、変更になる場合があります。

### 令和3年10月

5日(火)  
 9:00

中小企業組合検定試験対策講座  
 鹿児島市  
 「鹿児島県産業会館 中央会会議室」

P.54 組合のスペシャリストを目指そう！  
 ～中小企業組合士試験問題にチャレンジ～

解答

A ② B ③ C ② D ①



表紙・本文中で登場する  
 ぐりぶー&さくらとその子供達は  
 鹿児島県のPRキャラクターです♪  
 ©鹿児島県ぐりぶー・さくら#811

## 中小企業かごしま

(令和3年度 活性化情報第2号)

発行人：鹿児島県中小企業団体中央会  
 会長 小正芳史

〒892-0821  
 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階  
 TEL：099-222-9258  
 FAX：099-225-2904

HP：<https://www.satsuma.or.jp/>

印刷所：斯文堂株式会社

写真協力：鹿児島県  
 公益社団法人 鹿児島県観光連盟  
 一般社団法人 徳之島観光物産連盟



(上段左) ハイビスカス (上段右) 島バナナ  
 (中段中央) 世界自然遺産奄美トレイル シンボルマーク  
 (中段左) ウミガメ (中段右) オカヤドカリ  
 (下段) 海中景観

### 今月の表紙

## 世界自然遺産奄美トレイル

「世界自然遺産奄美トレイル」は、奄美群島をつなぐ長距離の自然歩道で、海・山・川など、奄美群島の豊かな自然を満喫することができます。鹿児島県では奄美・徳之島の世界自然遺産登録に向けた気運の醸成を図るため、「奄美群島全体をつなぐ」シンボルマークも作成されました。

こうした取り組みが実り、奄美大島・徳之島は、沖縄島北部・西表島とともに、本年7月に開催された世界遺産委員会にて、多くの固有種が生息し、生物多様性保全のうえで重要な地域であることが高く評価され、国内では5件目となる世界自然遺産に登録されました。